

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	57 件
厚生年金関係	57 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年10月から5年9月までは32万円及び同年10月から6年9月までは41万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成6年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、6年10月は38万円、同年11月は41万円、同年12月から8年9月までは32万円、同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は38万円、9年1月は34万円、同年2月は38万円、同年3月は36万円、同年4月から12年9月までは38万円及び同年10月から18年8月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、18年9月から19年8月までは41万円、同年9月から20年2月までは44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の18年9月から19年8月までは14万2,000円、同年9月から20年2月までは15万円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、18年9月から19年8月までは38万円及び同年9月から20年2月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日は12万6,000円、同年12月10日は12万7,000円、17年7月11日は11万5,000円、同年12月9日は24万3,000円、18年7月10日は15万8,000円及び同年12月11日は23万7,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑪及び⑫に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は17万8,000円及び同年12月10日は25万5,000

円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
③ 平成 15 年 7 月 10 日
④ 平成 15 年 12 月 10 日
⑤ 平成 16 年 7 月 9 日
⑥ 平成 16 年 12 月 10 日
⑦ 平成 17 年 7 月 11 日
⑧ 平成 17 年 12 月 9 日
⑨ 平成 18 年 7 月 10 日
⑩ 平成 18 年 12 月 11 日
⑪ 平成 19 年 7 月 10 日
⑫ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成 4 年 10 月から 5 年 9 月までは 32 万円及び同年 10 月から 6 年 9 月までは 41 万円と記録されていたところ、6 年 10 月 5 日付けで、4 年 10 月 1 日に遡って 11 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、申立人以外に、20 人の従業員についても、申立人と同日付けの処理により、平成 4 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額が

引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、少なくとも平成5年3月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成4年10月から5年9月までは32万円及び同年10月から6年9月までは41万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②は、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により平成6年10月から18年8月までは11万円、同年9月から19年8月までは14万2,000円及び同年9月から20年2月までは15万円と記録されているところ、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

しかし、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳から、申立人には、当該期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

そこで、当該期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については前述の給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成6年10月は38万円、同年11月は41万円、同年12月から7年2月までの期間、同年4月、同年9月、同年10月、8年4月から同年6月までの期間、同年9月は32万円、9年1月は34万円、同年2月、同年4月、同年6月、同年7月、同年10月、10年1月から同年4月までの期間、同年8月から11年2月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、同年10月、同年12月から12年6月までの期間、同年8月、同年9月は38万円、同年10月から13年9月までの期間、同年11月から18年8月までの期間は41万円、同年9月から19年8月までは38万円及び同年9月から20年2月までは41万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成7年3月、同年5月から同年8月までの期間、同年11月から8年3月までの期間、同年7月、同年8月、同年10月から同年12月までの期間、9年3月、同年5月、同年8月、同年9月、同年11月、同年12月、10年5月から同年7月までの期間、11年3月から同年5月までの期間、同年9月、同年11月、12年7月及び13年10月については、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料が無いものの、その

前後の期間に係る給与明細書等から判断して、いずれの期間もその前後の期間と同額程度の給与支給額及び保険料控除額であったと考えられることから、当該期間の標準報酬月額を、7年3月、同年5月から同年8月までの期間、同年11月から8年3月までの期間、同年7月、同年8月は32万円、同年10月は34万円、同年11月、同年12月は38万円、9年3月は36万円、同年5月、同年8月、同年9月、同年11月、同年12月、10年5月から同年7月までの期間、11年3月から同年5月までの期間、同年9月、同年11月、12年7月は38万円及び13年10月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫については、A社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に給与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準給与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準給与額については、前述の給与明細書等の厚生年金保険料控除額及び給与額から、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日は12万6,000円、同年12月10日は12万7,000円、17年7月11日は11万5,000円、同年12月9日は24万3,000円、18年7月10日は15万8,000円、同年12月11日は23万7,000円、19年7月10日は17万8,000円及び同年12月10日は25万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫の標準給与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年10月から5年9月までは36万円、同年10月から6年9月までは44万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成6年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、当該期間の標準報酬月額に係る記録を6年10月、同年11月は44万円、同年12月から8年9月までは36万円、同年10月から同年12月までは44万円、9年1月は38万円、同年2月は44万円、同年3月は41万円、同年4月から16年3月までは44万円、同年4月から18年8月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の13万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、申立人の標準賞与額の記録を、平成16年7月9日、同年12月10日は13万円、17年7月11日は12万7,000円、同年12月9日は24万9,000円、18年7月10日は16万1,000円及び同年12月11日は24万3,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑨及び⑩に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は15万7,000円及び同年12月10日は26万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に係

る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から6年10月1日まで
② 平成6年10月1日から20年3月1日まで
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年7月11日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年7月10日
⑧ 平成18年12月11日
⑨ 平成19年7月10日
⑩ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年9月までは36万円、同年10月から6年9月までは44万円と記録されていたところ、6年10月5日付けで、4年10月1日に遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、申立人以外に、20人の従業員についても、申立人と同日付けの処理により、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、少なくとも平成5年3月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額の特例法による減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成4年10月から5年9月までは36万円及び同年10月から6年9月までは44万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②は、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により平成6年10月から18年8月までは11万円及び同年9月から20年2月までは13万4,000円と記録されているところ、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

しかし、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳から、申立人には、当該期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

そこで、当該期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成6年10月、同年11月は44万円、同年12月から8年9月までは36万円、同年10月から同年12月までは44万円、9年1月は38万円、同年2月は44万円、同年3月は41万円、同年4月から同年6月まで、同年8月から12年11月まで、13年1月から16年3月までは44万円、同年4月から18年8月までは41万円及び同年9月から20年2月までは38万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成9年7月及び12年12月については、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料が無いものの、その前後の期間に係る給与明細書等から判断して、いずれの期間もその前後の期間と同額程度の給与支給額及び保険料控除額であったと考えられることから、当該期間の標準報酬月額を、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認め

られる。

- 3 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、A社及び申立人から提出された賞与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月9日、同年12月10日は13万円、17年7月11日は12万7,000円、同年12月9日は24万9,000円、18年7月10日は16万1,000円、同年12月11日は24万3,000円、19年7月10日は15万7,000円及び同年12月10日は26万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年10月から5年9月までは41万円及び同年10月から6年9月までは47万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成6年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、6年10月は47万円、同年11月から7年1月までは41万円、同年2月は38万円、同年3月から同年8月までは41万円、同年9月は38万円、同年10月から同年12月までは41万円、8年1月、同年2月は38万円、同年3月から同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月は41万円、同年10月から9年9月までは38万円、同年10月から同年12月までは41万円、10年1月は38万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月から同年6月までは41万円、同年7月は38万円、同年8月、同年9月は36万円、同年10月から11年10月までは38万円、同年11月から16年3月までは41万円、同年4月は36万円、同年5月は38万円及び同年6月から18年8月までは36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の13万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日、同年12月10日は12万5,000円、17年7月11日は11万3,000円、同年12月9日は21万5,000円、18年7月10日は12万4,000円及び同年12月11日は18万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑪及び⑫に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額となら

ない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は12万1,000円及び同年12月10日は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から6年10月1日まで
② 平成6年10月1日から20年3月1日まで
③ 平成15年7月10日
④ 平成15年12月10日
⑤ 平成16年7月9日
⑥ 平成16年12月10日
⑦ 平成17年7月11日
⑧ 平成17年12月9日
⑨ 平成18年7月10日
⑩ 平成18年12月11日
⑪ 平成19年7月10日
⑫ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬

月額、当初、平成4年10月から5年9月までは41万円及び同年10月から6年9月までは47万円と記録されていたところ、6年10月5日付けで、4年10月1日に遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、申立人以外に、20人の従業員についても、申立人と同日付けの処理により、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、少なくとも平成5年3月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成4年10月から5年9月までは41万円及び同年10月から6年9月までは47万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②は、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により平成6年10月から18年8月までは11万円及び同年9月から20年2月までは13万4,000円と記録されているところ、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

しかし、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳から、申立人には、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

そこで、当該期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成6年10月は47万円、同年11月から7年1月までは41万円、同年2月は38万円、同年3月から同年8月までは41万円、同年9月は38万円、同年10月から同年12月までは41万円、8年1月、同年2月は38万円、同年3月から同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月は41万円、同年10月から9年9月までは38万円、同年10月から同年12月までは41万円、10年1月は38万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月から同年6月までは41万円、同年7月は38万円、同年8月、同年9月は36万円、同年10月から11年10月までは38万円、同年11月から16年3月までは41万円、同年4月は36万円、同年5月は38万円、同年6月から18年8月までは36万円及び同年9月から20年2月までは34万円とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫については、A社及び申立人提出の賞与明細書並びに同社提出の賃金台帳により、申立人が、当該期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日、同年12月10日は12万5,000円、17年7月11日は11万3,000円、同年12月9日は21万5,000円、18年7月10日は12万4,000円、同年12月11日は18万6,000円、19年7月10日は12万1,000円及び同年12月10日は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を届け出ておらず、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年10月から5年9月までは36万円及び同年10月から6年9月までは41万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成6年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、6年10月、同年11月は41万円、同年12月から8年9月までは36万円、同年10月は38万円、同年11月から9年9月までは41万円及び同年10月から18年8月までは44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の14万2,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤及び⑥については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日は12万6,000円及び同年12月10日は12万7,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑦及び⑧に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は16万6,000円及び同年12月10日は25万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
③ 平成 15 年 7 月 10 日
④ 平成 15 年 12 月 10 日
⑤ 平成 16 年 7 月 9 日
⑥ 平成 16 年 12 月 10 日
⑦ 平成 19 年 7 月 10 日
⑧ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成 4 年 10 月から 5 年 9 月までは 36 万円及び同年 10 月から 6 年 9 月までは 41 万円と記録されていたところ、6 年 10 月 5 日付けで、4 年 10 月 1 日に遡って 11 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、申立人以外に、20 人の従業員についても、申立人と同日付けの処理により、平成 4 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、少なくとも平成 5 年 3 月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成 4 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成 4 年 10 月から 5 年 9 月までは 36 万円及び同年 10 月から 6 年 9 月までは 41 万円に訂正する

ことが必要である。

- 2 申立期間②は、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により平成6年10月から18年8月までは11万円及び同年9月から20年2月までは14万2,000円と記録されているところ、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

しかし、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳から、申立人には、当該期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

そこで、当該期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成6年10月、同年11月は41万円、同年12月から8年9月までは36万円、同年10月は38万円、同年11月から9年6月まで、同年8月、同年9月は41万円、同年10月から12年6月まで、同年8月から18年8月までは44万円及び同年9月から20年2月までは41万円とすることが妥当である。

また、平成9年7月及び12年7月については、前述の給与明細書等、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料が無いものの、その前後の期間に係る前述の給与明細書及び給与振込口座等から判断して、いずれの期間も各年の8月と同額の給与支給額及び保険料控除額であったと考えられることから、当該期間の標準報酬月額を、9年7月は41万円及び12年7月は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間⑤、⑥、⑦及び⑧については、A社提出の給与明細書及び賃金台帳により、申立人が、当該期間に給与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準給与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険

料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月9日は12万6,000円、同年12月10日は12万7,000円、19年7月10日は16万6,000円及び同年12月10日は25万5,000円とすることが妥当である。

また、申立期間③及び④については、厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料は無いところ、申立人に係る所得税源泉徴収簿を見ると、賞与額及び当該賞与額に係る厚生年金保険料を含む社会保険料等控除額が確認できることから、申立人の標準賞与額を、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を届け出ておらず、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年10月から5年9月までは50万円及び同年10月から6年9月までは53万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成6年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、6年10月は53万円、同年11月から8年9月までは47万円、同年10月は53万円、同年11月、同年12月は56万円、9年1月、同年2月は53万円、同年3月は56万円、同年4月から15年3月までは50万円、同年4月から16年3月までは53万円及び同年4月から18年8月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、50万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の18年9月から19年8月までは14万2,000円及び同年9月から20年2月までは15万円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年9月10日は25万円、16年7月9日は22万円、17年7月11日は19万5,000円、同年12月9日は35万円、18年7月10日は21万3,000円及び同年12月11日は36万9,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑨及び⑩に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は25万5,000円及び同年12月10日は36万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
③ 平成 15 年 9 月 10 日
④ 平成 16 年 7 月 9 日
⑤ 平成 17 年 7 月 11 日
⑥ 平成 17 年 12 月 9 日
⑦ 平成 18 年 7 月 10 日
⑧ 平成 18 年 12 月 11 日
⑨ 平成 19 年 7 月 10 日
⑩ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成 4 年 10 月から 5 年 9 月までは 50 万円及び同年 10 月から 6 年 9 月までは 53 万円と記録されていたところ、6 年 10 月 5 日付けで、4 年 10 月 1 日に遡って 11 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、申立人以外に、20 人の従業員についても、申立人と同日付けの処理により、平成 4 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、少なくとも平成 5 年 3

月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成4年10月から5年9月までは50万円及び同年10月から6年9月までは53万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②は、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により平成6年10月から18年8月までは11万円、同年9月から19年8月までは14万2,000円及び同年9月から20年2月までは15万円と記録されているところ、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

しかし、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳から、申立人には、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

そこで、当該期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成6年10月は53万円、同年11月から8年9月までは47万円、同年10月は53万円、同年11月、同年12月は56万円、9年1月、同年2月は53万円、同年3月は56万円、同年4月から15年3月までは50万円、同年4月から16年3月までは53万円、同年4月から18年8月までは50万円及び同年9月から20年2月までは47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳により、申立人が、当該期間に給与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月9日は22万円、17年7月11日は19万5,000円、同年12月9日は35万円、18年7月10日は21万3,000円、同年12月11日は36万9,000円、19年7月10日は25万5,000円及び同年12月10日は36万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間③については、厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料は無いところ、申立人に係る所得税源泉徴収簿を見ると、賞与額及び当該賞与額に係る厚生年金保険料を含む社会保険料等控除額が確認できることから、申立人の標準賞与額を、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を届け出ておらず、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年10月から5年9月までは41万円及び同年10月から6年9月までは44万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成6年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、13年10月から18年8月までは44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の18年9月から19年8月までは14万2,000円、同年9月から20年2月までは15万円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年9月10日及び16年1月5日は24万円、同年7月9日は21万7,000円、同年12月10日は23万4,000円、17年7月11日は19万5,000円、同年12月9日は35万円、18年7月10日は21万7,000円及び同年12月11日は34万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑪及び⑫に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は23万8,000円及び同年12月10日は34万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行してい

ないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
③ 平成 15 年 9 月 10 日
④ 平成 16 年 1 月 5 日
⑤ 平成 16 年 7 月 9 日
⑥ 平成 16 年 12 月 10 日
⑦ 平成 17 年 7 月 11 日
⑧ 平成 17 年 12 月 9 日
⑨ 平成 18 年 7 月 10 日
⑩ 平成 18 年 12 月 11 日
⑪ 平成 19 年 7 月 10 日
⑫ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成 4 年 10 月から 5 年 9 月までは 41 万円及び同年 10 月から 6 年 9 月までは 44 万円と記録されていたところ、6 年 10 月 5 日付けで、4 年 10 月 1 日に遡って 11 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、申立人以外に、20 人の従業員についても、申立人と同日付けの処理により、平成 4 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、少なくとも平成 5 年 3

月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成4年10月から5年9月までは41万円、同年10月から6年9月までは44万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②は、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により平成6年10月から18年8月までは11万円、同年9月から19年8月までは14万2,000円及び同年9月から20年2月までは15万円と記録されているところ、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

しかし、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳から、申立人には、当該期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

そこで、当該期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成14年1月から18年8月までは44万円、同年9月から20年2月までは41万円とすることが妥当である。

また、平成13年10月から同年12月までの期間については、給与明細書等、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料は無いが、申立人から提出された預金取引明細表で確認できる給与振込額から、当該期間については、14年1月と同額の標準報酬月額44万円に相当する給与が支払われていたと認められる上、複数の元従業員の給与明細書を見ると、13年10月の定時決定以降、次期定時決定の前月までの期間を通じて同額の保険料が控除されていることが確認でき、申立人についても同様の取扱いであったと考えられることから、A社から提出された14年1月の賃金台帳で確認できる保険料控除額が、標準報酬月額44万円に相当することを踏まえると、申立人の13年10月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額は、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会

保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成6年10月から13年9月までの期間については、厚生年金保険料控除額が確認できる資料が無い上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫については、A社及び申立人から提出された賞与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月9日は21万7,000円、同年12月10日は23万4,000円、17年7月11日は19万5,000円、同年12月9日は35万円、18年7月10日は21万7,000円、同年12月11日は34万5,000円、19年7月10日は23万8,000円及び同年12月10日は34万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間③については、前述の賞与明細書等により、厚生年金保険料控除額及び賞与額を確認することはできないところ、申立人に係る所得税源泉徴収簿を見ると、賞与額及び当該賞与額に係る厚生年金保険料を含む社会保険料控除額が確認できることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、24万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間④については、賞与額及び保険料控除額を直接確認できる資料は無いが、申立人から提出された預金取引明細表を見ると、平成16年1月5日に、A社から申立人の預金口座に20万円が振り込まれていることが確認できる。これについて、申立期間④当時の事業主は、「平成15年12月に支払うべき賞与が、翌月に振り込まれたものと思われる。」と陳述している上、前述の預金取引明細表を見ると、当該振込額は、15年9月10日に、申立人に支払われた賞与（24万5,000円）に係る振込額と同額であること等を踏まえると、16年1月5日にも、申立人に、賞与として24万5,000

円が支払われ、当該賞与から1万6,296円の厚生年金保険料が控除されたと考えられることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年10月から5年9月までは24万円、同年10月から6年9月までは28万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成6年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、6年10月、同年11月は28万円、同年12月から8年9月までは24万円、同年10月から9年9月までは28万円、同年10月から同年12月までは30万円、10年1月、同年2月は28万円、同年3月、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月から同年10月までは26万円、同年11月から11年2月までは28万円、同年3月は26万円、同年4月から同年7月までは28万円、同年8月は26万円、同年9月から同年11月までは28万円、同年12月は30万円、12年1月は28万円、同年2月、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は30万円、同年6月、同年7月は28万円、同年8月から13年12月までは30万円、14年1月は28万円、同年2月から同年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは36万円、15年1月は32万円、同年2月は28万円、同年3月は32万円、同年4月は36万円、同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月は34万円、同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月は34万円、同年11月は30万円、同年12月は34万円、16年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は32万円、同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月から同年12月までは32万円、17年1月、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月から同年9月までは32万円、同年10月から18年2月までは34万円、同年3月は32万円及び同年4月、同年5月は26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、18年9月から同年11月までは20万円、同年12月から19年8月までは30万円及び同年9月から20年2月までは34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の18年9月から19年8月までは11万8,000円及び19年9月から20年2月までは12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月

額の記録を、18年9月から19年8月までは19万円、同年9月から20年1月までは32万円及び同年2月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日、同年12月10日は9万3,000円、17年7月11日は9万1,000円及び同年12月9日は17万7,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑨及び⑩に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は12万1,000円及び同年12月10日は18万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から6年10月1日まで
② 平成6年10月1日から20年3月1日まで
③ 平成15年7月10日
④ 平成15年12月10日
⑤ 平成16年7月9日
⑥ 平成16年12月10日
⑦ 平成17年7月11日
⑧ 平成17年12月9日
⑨ 平成19年7月10日
⑩ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年9月までは24万円及び同年10月から6年9月までは28万円と記録されていたところ、6年10月5日付けで、4年10月1日に遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、申立人以外に、20人の従業員についても、申立人と同日付けの処理により、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、少なくとも平成5年3月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成4年10月から5年9月までは24万円及び同年10月から6年9月までは28万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②は、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により平成6年10月から18年8月までは11万円、同年9月から19年8月までは11万8,000円及び同年9月から20年2月までは12万6,000円と記録されているところ、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

しかし、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳から、申立人には、当該期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

そこで、当該期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書並びに賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月

額から、当該期間のうち、平成6年10月、同年11月は28万円、同年12月から8年9月までは24万円、同年10月から9年9月までは28万円、同年10月から同年12月までは30万円、10年1月、同年2月は28万円、同年3月、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年7月から同年10月までは26万円、同年11月から11年2月までは28万円、同年3月は26万円、同年4月から同年7月までは28万円、同年8月は26万円、同年9月から同年11月までは28万円、同年12月は30万円、12年1月は28万円、同年2月、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年8月から同年12月までの期間、13年6月、同年8月から同年12月までの期間は30万円、14年1月は28万円、同年2月から同年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは36万円、15年1月は32万円、同年2月は28万円、同年3月は32万円、同年4月は36万円、同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月は34万円、同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月は34万円、同年11月は30万円、同年12月は34万円、16年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は32万円、同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月から同年12月までは32万円、17年1月、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月から同年9月までは32万円、同年10月から18年2月までは34万円、同年3月は32万円、同年4月、同年5月は26万円、同年9月から19年8月までは19万円、同年9月から20年1月までは32万円及び同年2月は30万円とすることが妥当である。

また、平成10年6月、12年7月、13年1月から同年5月までの期間及び同年7月については、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料が無いものの、その前後の期間に係る給与明細書等から判断して、いずれの期間もその前後の期間と同額程度の給与支給額及び保険料控除額であったと考えられることから、当該期間の標準報酬月額を、10年6月は26万円、12年7月は28万円及び13年1月から同年5月までの期間、同年7月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成18年6月及び同年8月については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と同額であるか、又は同記録より低額であり、また、同年7月については、A社から提

出された賃金台帳により、申立人に給与が支払われておらず、かつ、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

したがって、当該期間については、特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、A社及び申立人から提出された賞与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日、同年12月10日は9万3,000円、17年7月11日は9万1,000円、同年12月9日は17万7,000円、19年7月10日は12万1,000円及び同年12月10日は18万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年10月から5年9月までは24万円及び同年10月から6年9月までは32万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成6年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、8年10月は30万円、同年11月、同年12月は32万円、9年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年6月までは30万円、同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月から同年12月までは32万円、10年1月は28万円、同年2月は32万円、同年3月、同年4月は28万円、同年5月、同年6月は30万円、同年7月は32万円、同年8月は28万円、同年9月から同年11月までは30万円、同年12月は28万円、11年1月から同年9月までは30万円、同年10月、同年11月は34万円、同年12月、12年1月は32万円、同年2月、同年3月は34万円、同年4月は32万円、同年5月は34万円、同年6月、同年7月は32万円、同年8月から同年11月は34万円、同年12月は32万円、13年1月は30万円、同年2月、同年3月は34万円、同年4月から同年6月までは32万円、同年7月は30万円、同年8月は34万円、同年9月から14年9月までは32万円、同年10月から同年12月までは36万円、15年1月は32万円、同年2月から同年4月までは36万円、同年5月は34万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月、同年9月は36万円、同年10月は34万円、同年11月から16年2月は36万円、同年3月、同年4月は34万円、同年5月は36万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月は32万円、同年11月から17年3月までは34万円、同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月、同年8月は34万円及び同年9月から18年8月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、18年9月から19年8月までは32万円及び同年9月から20年2月までは34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の13万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づ

き、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年9月から19年8月までは30万円及び同年9月から20年2月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日、同年12月10日は9万3,000円、17年7月11日は9万1,000円、同年12月9日は16万8,000円、18年7月10日は11万5,000円及び同年12月11日は17万3,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑪及び⑫に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は11万3,000円及び同年12月10日は17万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から6年10月1日まで
② 平成6年10月1日から20年3月1日まで
③ 平成15年7月10日
④ 平成15年12月10日
⑤ 平成16年7月9日
⑥ 平成16年12月10日
⑦ 平成17年7月11日
⑧ 平成17年12月9日

- ⑨ 平成 18 年 7 月 10 日
- ⑩ 平成 18 年 12 月 11 日
- ⑪ 平成 19 年 7 月 10 日
- ⑫ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年9月までは24万円及び同年10月から6年9月までは32万円と記録されていたところ、6年10月5日付けで、4年10月1日に遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、申立人以外に、20人の従業員についても、申立人と同日付けの処理により、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、少なくとも平成5年3月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成4年10月から5年9月までは24万円及び同年10月から6年9月までは32万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②は、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により平成6年10月から18年8月までは11万円及び同年9月から20年2月までは13万4,000円と記録されているところ、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

しかし、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳から、申立人には、当該期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

そこで、当該期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいず

れか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成9年2月は28万円、同年3月から同年6月までは30万円、同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月から同年12月までは32万円、10年1月は28万円、同年2月は32万円、同年3月、同年4月は28万円、同年5月、同年6月は30万円、同年7月は32万円、同年8月は28万円、同年9月から同年11月までは30万円、同年12月は28万円、11年1月から同年9月までは30万円、同年10月、同年11月は34万円、同年12月、12年1月は32万円、同年2月、同年3月は34万円、同年4月は32万円、同年5月は34万円、同年6月、同年7月は32万円、同年8月から同年11月は34万円、同年12月は32万円、13年1月は30万円、同年2月、同年3月は34万円、同年4月から同年6月までは32万円、同年7月は30万円、同年8月は34万円、同年9月から14年9月までは32万円、同年10月から同年12月までは36万円、15年1月は32万円、同年2月から同年4月までは36万円、同年5月は34万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月、同年9月は36万円、同年10月は34万円、同年11月から16年2月までは36万円、同年3月、同年4月は34万円、同年5月は36万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月は32万円、同年11月から17年3月までは34万円、同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月、同年8月は34万円、同年9月から18年8月までは32万円、同年9月から19年8月までは30万円及び同年9月から20年2月までは32万円とすることが妥当である。

また、平成8年10月については、給与明細書等、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料は無いが、申立人から提出された給与振込口座の記録において確認できる給与振込額に、当該給与から控除されたと考えられる社会保険料及び所得税等の額を加算すると、当該期間については、標準報酬月額30万円に相当する額の給与が支払われていたと認められる上、複数の元従業員に係る給与明細書等を見ると、同年10月の定時決定以降、次期定時決定の前月までの期間を通じて同額の保険料が控除されていることが確認でき、申立人についても同様の取扱いであったと考えられることから、申立人から提出された9年2月の給与明細書から確認できる保険料控除額が、標準報酬月額32万円に相当することを踏まえると、申立人の8年10月に係る標準報酬月額は、30万円とすることが妥当である。

さらに、平成8年11月及び同年12月についても、給与明細書等、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料は無いが、申立人から提出された給与振込口座の記録において確認できる給与振込額から、当該期間につい

ては、標準報酬月額 32 万円に相当する額以上の給与が支払われていたと認められる上、前述のとおり、同年 10 月から 9 年 9 月までの期間において、申立人の給与から標準報酬月額 32 万円に相当する保険料が控除されたと考えられることを踏まえると、申立人の 8 年 11 月及び同年 12 月に係る標準報酬月額は、32 万円とすることが妥当である。

加えて、平成 9 年 1 月についても、給与明細書等、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料は無いが、申立人から提出された同年 2 月から同年 12 月までの給与明細書及び申立人に係る平成 10 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書の内容から、当該期間については、標準報酬月額 30 万円に相当する給与が支払われ、当該給与から、当該期間の直後に当たる 9 年 2 月と同額の保険料が控除されていたと認められることから、申立人の同年 1 月に係る標準報酬月額は、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 6 年 10 月から 8 年 9 月までの期間については、厚生年金保険料控除額を確認できる資料が無い上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫については、A 社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に給与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準給与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準給与額については、前述の給与明細書等の厚生年金保険料控除額及び給与額から、平成 15 年 7 月 10 日、同年 12 月 10 日、16 年 7 月 9 日、同年 12 月 10 日は 9 万 3,000 円、17 年 7 月 11 日は 9 万 1,000 円、同年 12 月 9 日は 16 万 8,000 円、18 年 7 月 10 日は

11万5,000円、同年12月11日は17万3,000円、19年7月10日は11万3,000円及び同年12月10日は17万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年10月から5年9月までは28万円及び同年10月から6年9月までは32万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成6年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、6年10月は32万円、同年11月から8年9月までは28万円、同年10月から9年9月までは30万円、同年10月から10年1月までは34万円、同年2月は30万円、同年3月から同年9月までは34万円、同年10月、同年11月は36万円、同年12月、11年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月は36万円、同年5月は38万円、同年6月は34万円、同年7月、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月、同年11月は36万円、同年12月は34万円、12年1月から同年3月までは36万円、同年4月は34万円、同年5月から13年9月までは36万円、同年10月から14年9月までは32万円、同年10月から15年3月までは30万円、同年4月は38万円、同年5月から同年7月までは32万円、同年8月は38万円、同年9月から同年11月までは36万円、同年12月は32万円、16年1月、同年2月は36万円、同年3月は32万円、同年4月は28万円、同年5月、同年6月は34万円、同年7月から17年10月までは32万円、同年11月は36万円、同年12月、18年1月は34万円、同年2月は30万円、同年3月、同年4月は36万円及び同年5月から同年8月までは34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の18年9月から19年8月までは14万2,000円及び同年9月から20年2月までは15万円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、18年9月から19年8月までは34万円及び同年9月から20年2月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）

を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日、同年12月10日は10万3,000円及び17年12月9日は18万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑧及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は13万円及び同年12月10日は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から6年10月1日まで
② 平成6年10月1日から20年3月1日まで
③ 平成15年7月10日
④ 平成15年12月10日
⑤ 平成16年7月9日
⑥ 平成16年12月10日
⑦ 平成17年12月9日
⑧ 平成19年7月10日
⑨ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年9月までは28万円及び同年10月から6年9月までは32万円と記録されていたところ、6年10月5日付けで、4年10月1日に遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、申立人以外に、20人の従業員についても、申立人と同日付けの処理により、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、少なくとも平成5年3月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成4年10月から5年9月までは28万円及び同年10月から6年9月までは32万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②は、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により平成6年10月から18年8月までは11万円、18年9月から19年8月までは14万2,000円及び同年9月から20年2月までは15万円と記録されているところ、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

しかし、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳から、申立人には、当該期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

そこで、当該期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成6年10月は32万円、7年1月から8年9月までは28万円、同年10月から9年9月までは30万円、同年10月から10年1月までは34万円、同年2月は30万円、同年3月から同年8月までは34万円、同年10月、同年11月は36万円、同年12月は34万円、11年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月は36万円、同年5月は38万円、同年6月は34万円、同年7月、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月、同年11

月は36万円、同年12月は34万円、12年1月から同年3月までは36万円、同年4月は34万円、同年5月から同年8月までの期間、同年10月は36万円、14年1月から同年9月までは32万円、同年10月から15年3月までは30万円、同年4月は38万円、同年5月から同年7月までは32万円、同年8月は38万円、同年9月から同年11月までは36万円、同年12月は32万円、16年1月、同年2月は36万円、同年3月は32万円、同年4月は28万円、同年5月、同年6月は34万円、同年7月から17年9月までは32万円、同年11月は36万円、18年1月は34万円、同年2月は30万円、同年3月、同年4月は36万円、同年5月から19年8月までは34万円及び同年9月から20年2月までは32万円とすることが妥当である。

また、平成6年11月、同年12月、10年9月、11年1月、12年9月、同年11月から13年12月までの期間、17年10月及び同年12月については、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料が無いものの、その前後の期間に係る給与明細書等から判断して、いずれの期間もその前後の期間と同額程度の給与支給額及び保険料控除額であったと考えられることから、当該期間の標準報酬月額を、平成6年11月、同年12月は28万円、10年9月、11年1月は34万円、12年9月、同年11月から13年9月までの期間は36万円、同年10月から同年12月までの期間、17年10月は32万円及び同年12月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、A社から提出された賞与明細書及び賃金台帳により、申立人が、当該期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月9日、同年12月10日は10万3,000円、17年12月9日は18万6,000円、19年7月10日は13万円及び同年12月10日は19万円とすることが妥当である。

また、申立期間③及び④については、前述の賞与明細書等により、厚生年金保険料控除額及び賞与額を確認することはできないところ、申立人に係る所得税源泉徴収簿を見ると、賞与額及び当該賞与額に係る厚生年金保険料を含む社会保険料控除額が確認できることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、10万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年10月から5年9月までは47万円及び同年10月から6年9月までは53万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成6年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、6年10月は36万円、同年11月から8年8月までは47万円、同年9月、同年10月は44万円、同年11月から9年1月までは50万円、同年2月は44万円、同年3月から同年6月までは47万円、同年7月から10年9月までは50万、同年10月から15年3月までは47万円及び同年4月から18年8月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、50万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の18年9月から19年8月までは14万2,000円及び同年9月から20年2月までは15万円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④及び⑤については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年9月10日は26万円、16年7月9日は23万5,000円及び17年12月9日は36万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑥及び⑦に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は25万5,000円及び同年12月10日は36万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
③ 平成 15 年 9 月 10 日
④ 平成 16 年 7 月 9 日
⑤ 平成 17 年 12 月 9 日
⑥ 平成 19 年 7 月 10 日
⑦ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成 4 年 10 月から 5 年 9 月までは 47 万円及び同年 10 月から 6 年 9 月までは 53 万円と記録されていたところ、6 年 10 月 5 日付けで、4 年 10 月 1 日に遡って 11 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、申立人以外に、20 人の従業員についても、申立人と同日付けの処理により、平成 4 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、少なくとも平成 5 年 3 月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成 4 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成4年10月から5年9月までは47万円及び同年10月から6年9月までは53万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②は、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により平成6年10月から18年8月までは11万円、同年9月から19年8月までは14万2,000円及び同年9月から20年2月までは15万円と記録されているところ、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

しかし、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳から、申立人には、当該期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

そこで、当該期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成6年10月は36万円、同年11月、7年1月、同年2月、同年9月から同年12月まで、8年2月から同年8月までは47万円、同年9月は44万円、同年11月から9年1月までは50万円、同年2月は44万円、同年3月から同年5月までは47万円、同年7月、同年9月、同年12月、10年1月、同年3月、同年7月は50万円、同年11月、11年5月、同年6月、同年8月から同年10月まで、14年1月から15年3月までは47万円、同年4月から17年9月まで、同年11月、18年1月から同年8月までは50万円及び同年9月から20年2月までは47万円とすることが妥当である。

また、平成6年12月、7年3月から同年8月までの期間、8年1月、同年10月、9年6月、同年8月、同年10月、同年11月、10年2月、同年4月から同年6月までの期間、同年8月から同年10月までの期間、同年12月から11年4月までの期間、同年7月、同年11月から13年12月までの期間、17年10月及び同年12月については、前述の給与明細書等、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料が無いところ、複数の元従業員に係る給与明細書等を見ると、定時決定以降（保険料率改定月の翌月以降を含む。）、次期定時決定の前月までの期間を通じて同額の保険料が控除されていることが確認でき、申立人についても同様に、ほぼ同額の保険料が控除されていたと推認できる。

さらに、当該期間に係る給与支給額については、その前後の期間に係る給与明細書等から判断して、いずれの期間もその前後の期間と同額程度で

あったと考えられることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、6年12月、7年3月から同年8月まで、8年1月は47万円、同年10月は44万円、9年6月は47万円、同年8月、同年10月、同年11月、10年2月、同年4月から同年6月まで、同年8月、同年9月は50万円、同年10月、同年12月から11年4月まで、同年7月、同年11月から13年12月までは47万円及び17年10月、同年12月は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間④、⑤、⑥及び⑦については、A社及び申立人から提出された賞与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月9日は23万5,000円、17年12月9日は36万6,000円、19年7月10日は25万5,000円及び同年12月10日は36万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間③については、厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料は無いところ、申立人に係る所得税源泉徴収簿を見ると、賞与額及び当該賞与額に係る厚生年金保険料を含む社会保険料等控除額が確認できることから、申立人の標準賞与額を、平成15年9月10日は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を届け出しておらず、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年10月から5年9月までは36万円及び同年10月から6年9月までは38万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成6年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、12年10月は36万円、同年11月は38万円、同年12月、13年1月は36万円、同年2月、同年3月は44万円、同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月は44万円、同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月は41万円、同年10月は44万円、同年11月、同年12月は38万円、14年1月は44万円、同年2月は41万円、同年3月は44万円、同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月から同年8月までは41万円、同年9月、同年10月は38万円、同年11月は41万円、同年12月、15年1月は38万円、同年2月、同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月は44万円、同年6月、同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月、同年10月は36万円、同年11月、同年12月は38万円、16年1月は36万円、同年2月、同年3月は38万円、同年4月は36万円、同年5月は38万円、同年6月は36万円、同年7月、同年8月は38万円、同年9月から17年5月までは36万円、同年6月は34万円、同年7月から同年12月までは36万円、18年1月、同年2月は34万円及び同年3月から同年8月までは36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の13万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、申立人の標準賞与額の記

録を、平成 15 年 9 月 10 日は 12 万 5,000 円、16 年 7 月 9 日、同年 12 月 10 日は 10 万 9,000 円、17 年 12 月 9 日は 20 万 9,000 円、18 年 7 月 10 日は 12 万 4,000 円及び同年 12 月 11 日は 18 万 6,000 円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑨及び⑩に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成 19 年 7 月 10 日は 14 万円及び同年 12 月 10 日は 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
③ 平成 15 年 9 月 10 日
④ 平成 16 年 7 月 9 日
⑤ 平成 16 年 12 月 10 日
⑥ 平成 17 年 12 月 9 日
⑦ 平成 18 年 7 月 10 日
⑧ 平成 18 年 12 月 11 日
⑨ 平成 19 年 7 月 10 日
⑩ 平成 19 年 12 月 10 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を

記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年9月までは36万円及び同年10月から6年9月までは38万円と記録されていたところ、6年10月5日付けで、4年10月1日に遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、申立人以外に、20人の従業員についても、申立人と同日付けの処理により、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、少なくとも平成5年3月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成4年10月から5年9月までは36万円及び同年10月から6年9月までは38万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②は、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により平成6年10月から18年8月までは11万円及び同年9月から20年2月までは13万4,000円と記録されているところ、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

しかし、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳から、申立人には、当該期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

そこで、当該期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については前述の給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成13年5月、同年8月は38万円、14年1月は44万円、同年2月は41万円、同年3月は44万円、同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月から同年8月までは41万円、同年9月、同年10月は38万円、同年11月は41万円、同年12月、15年1月は38万円、同年2月、

同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月は44万円、同年6月、同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月、同年10月は36万円、同年11月、同年12月は38万円、16年1月は36万円、同年2月、同年3月は38万円、同年4月は36万円、同年5月は38万円、同年6月は36万円、同年7月、同年8月は38万円、同年9月から17年5月までは36万円、同年6月は34万円、同年7月から同年12月までは36万円、18年1月、同年2月は34万円、同年3月から同年8月までは36万円及び同年9月から20年2月までは34万円とすることが妥当である。

また、平成12年10月から13年4月までの期間、同年6月、同年7月及び同年9月から同年12月までの期間については、前述の給与明細書等、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料が無いところ、複数の元従業員に係る給与明細書等を見ると、定時決定以降、次期定時決定の前月までの期間を通じて同額の保険料が控除されていることが確認でき、申立人についても同額の保険料が控除されていたと推認できる。

さらに、当該期間のうち、各年12月を除く期間については、その前後の期間に係る給与明細書及び給与振込額等から給与支給額を推認できる上、各年12月については、前後の期間のうち、いずれか低い方の給与と同額程度の給与支給額があったと考えられることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、平成12年10月は36万円、同年11月は38万円、同年12月、13年1月は36万円、同年2月、同年3月は44万円、同年4月は41万円、同年6月は44万円、同年7月、同年9月は41万円、同年10月は44万円及び同年11月、同年12月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成6年10月から12年9月までの期間については、申立人は、給与振込額が確認できる「流動性預金異動明細表」を所持しているものの、厚生年金保険料控除額が確認できる資料が無い上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、A社及び申立人から提出された賞与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月9日、同年12月10日は10万9,000円、17年12月9日は20万9,000円、18年7月10日は12万4,000円、同年12月11日は18万6,000円、19年7月10日は14万円及び同年12月10日は20万円とすることが妥当である。

また、申立期間③については、厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料は無いところ、申立人に係る所得税源泉徴収簿を見ると、賞与額及び当該賞与額に係る厚生年金保険料を含む社会保険料等控除額が確認できることから、申立人の標準賞与額を、平成15年9月10日は12万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を届け出ておらず、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年10月から5年10月までは53万円及び同年11月から6年9月までは20万円に訂正することが必要である。

申立期間②に係る申立人の標準報酬月額の記録については、平成13年1月から15年3月までは59万円、同年4月から16年2月までは62万円、同年3月から18年8月までは36万円及び同年9月から19年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から6年10月1日まで
② 平成6年10月1日から19年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年10月までは53万円及び同年11月から6年9月までは20万円と記録されていたところ、6年10月5日付けで、4年10月1日に遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、申立人以外に、20人の従業員についても、申立人と同日付けの処理により、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額

が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、少なくとも平成5年3月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成4年10月から5年10月までは53万円及び同年11月から6年9月までは20万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②は、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により平成6年10月から18年8月までは11万円及び同年9月から19年8月までは14万2,000円と記録されているところ、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

しかし、A社提出の給与明細書及び賃金台帳から、申立人には、当該期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

そこで、当該期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成14年1月から15年3月までは59万円、同年4月から16年2月までは62万円、同年3月から17年9月まで、同年11月は36万円及び19年1月から同年8月までは34万円とすることが妥当である。

また、平成18年1月から同年12月までの期間については、A社は、当該期間のうち、同年3月及び同年4月に係る給与明細書を提出しているところ、当該給与明細書に記載された給与振込額は、申立人提出の預金通帳で確認できる同年3月及び同年4月の給与振込額とそれぞれ一致する。

さらに、平成18年1月から同年12月までの各月における給与支給額及び社会保険料控除額が、同年3月及び同年4月の給与明細書に記載された額と同額であったとすると、同年の年間の給与支給額及び社会保険料控除額は、「平成19年度市・県民税証明書」で確認できる金額と一致することから、同年1月から同年12月までの期間について、申立人には、毎月35万円の給与が支払われ、当該給与から2万5,081円の厚生年金保険料が控

除されていたと考えられ、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、同年9月の厚生年金保険料率の改定を勘案すると、同年1月から同年8月までは36万円及び同年9月から同年12月までは34万円とすることが妥当である。

加えて、平成13年1月から同年12月までの期間については、給与明細書等、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料は無いが、前述の預金通帳を見ると、当該期間の給与振込額は、当該期間の直後である14年1月の給与振込額とほぼ同額であることから、同年1月の賃金台帳の記録から、申立人の13年1月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額は59万円とすることが妥当である。

また、平成17年10月についても、給与明細書等、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料は無いが、前述の預金通帳を見ると、当該期間の給与振込額は、当該期間の直後である同年11月の給与振込額と同額であることから、同年11月の給与明細書の記録から、申立人の同年10月に係る標準報酬月額は36万円とすることが妥当である。

さらに、平成17年12月についても、給与明細書等、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料は無いが、その前後の期間に係る給与明細書等から判断して、当該期間もその前後の期間と同程度の給与支給額及び保険料控除額であったと考えられることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成6年10月から12年12月までの期間については、厚生年金保険料控除額が確認できる資料が無い上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、41万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成6年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、11年10月、同年11月は22万円、同年12月は19万円、12年1月から同年9月までは22万円、同年10月から同年12月までは24万円、13年1月は22万円、同年2月、同年3月は24万円、同年4月は20万円、同年5月は22万円、同年6月、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月から同年12月までは24万円、14年1月は18万円、同年2月は22万円、同年3月から同年8月までは24万円、同年9月は22万円、同年10月から同年12月までは26万円、15年1月は19万円、同年2月、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月、同年6月は24万円、同年7月、同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月から16年4月までは26万円、同年5月は20万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は20万円、同年9月、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、17年1月は18万円、同年2月は22万円、同年3月、同年4月は24万円、同年5月は19万円、同年6月、同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月から同年12月までは22万円、18年1月は16万円、同年2月から同年4月までは22万円、同年5月は20万円、同年6月、同年7月は22万円及び同年8月は20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、18年9月から19年8月までは22万円及び同年9月から20年2月までは24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、18年9月から同年12月までは20万円、19年1月は17万円、同年2月から同年8月までは20万円及び同年9月から20年2月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に

基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
③ 平成 19 年 7 月 10 日
④ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③及び④に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、平成6年10月5日付けで、4年10月1日に遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、申立人以外に、20人の従業員についても、申立人と同日付けの処理により、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、少なくとも平成5年3月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②は、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により平成6年10月から18年8月までは11万円、同年9月から20年2月までは12万6,000円と記録

されているところ、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

しかし、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳から、申立人には、当該期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

そこで、当該期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成12年7月から同年9月までは22万円、同年10月から同年12月までは24万円、13年1月は22万円、同年2月、同年3月は24万円、同年4月は20万円、同年5月は22万円、同年6月、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月から同年12月までは24万円、14年1月は18万円、同年2月は22万円、同年3月から同年8月までは24万円、同年9月は22万円、同年10月から同年12月までは26万円、15年1月は19万円、同年2月、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月、同年6月は24万円、同年7月、同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月、15年12月から16年4月までは26万円、同年5月は20万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は20万円、同年9月、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、17年1月は18万円、同年2月は22万円、同年3月、同年4月は24万円、同年5月は19万円、同年6月、同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月から同年12月までは22万円、18年1月は16万円、同年2月から同年4月までは22万円、同年5月は20万円、同年6月、同年7月は22万円、同年8月から同年12月までは20万円、19年1月は17万円、同年2月から同年8月までは20万円及び同年9月から20年2月までは22万円とすることが妥当である。

また、当該期間のうち、平成11年10月から12年6月までの期間については、給与明細書等の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料は無いところ、複数の元従業員に係る給与明細書等を見ると、11年10月の定時決定以降、次期定時決定の前月までの期間を通じて同額の保険料が控除されていることが確認でき、申立人についても同様の取扱いであったと考えられる上、申立人から提出された給与振込口座の記録において確認できる給与振込額に、当該給与から控除されたと考えられる社会保険料の額を加算することによって、当該期間における報酬月額が推認できることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、同年10月、

同年 11 月は 22 万円、同年 12 月は 19 万円及び 12 年 1 月から同年 6 月までは 22 万円とすることが妥当である。

さらに、当該期間のうち、平成 15 年 11 月についても、給与明細書等の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料が無いところ、申立人から提出された給与振込口座の記録において確認できる給与振込額が同年 12 月の給与振込額と同額であることから判断して、同年 12 月と同額の給与支給額及び厚生年金保険料控除額であったと考えられることから、申立人の同年 11 月に係る標準報酬月額は、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 6 年 10 月から 11 年 9 月までの期間については、厚生年金保険料控除額が確認できる資料が無い上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③及び④については、A社から提出されたB給付一覧表から賞与支給額が確認できるが、同社の事務担当者は「B給付は寸志程度なので、保険料を控除していない。」と陳述しており、申立人に係る前述の給与明細書等及び平成 20 年度市民税県民税回答書からも当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年10月から5年9月までは26万円及び同年10月から6年9月までは32万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成6年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、6年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月から8年9月までは26万円、13年10月から14年9月までは34万円、同年10月、同年11月は38万円、同年12月は36万円、15年1月は34万円、同年2月、同年3月は38万円、同年4月は41万円、同年5月、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月は38万円、同年9月、同年10月は34万円、同年11月は38万円、同年12月、16年1月は32万円、同年2月、同年3月は38万円、同年4月は34万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月から同年11月までは34万円、同年12月は36万円、17年1月は32万円、同年2月、同年3月は36万円、同年4月から同年6月までは34万円、同年7月は36万円、同年8月から同年10月までは32万円、同年11月は34万円、同年12月は32万円及び18年1月から同年8月までは34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の19万円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日は9万8,000円、同年12月10日は9万9,000円、17年7月11日は9万7,000円、同年12月9日は18万円、18年7月10日は12万4,000円及び同年12月11

日は18万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑪及び⑫に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は14万円及び同年12月10日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から6年10月1日まで
② 平成6年10月1日から20年3月1日まで
③ 平成15年7月10日
④ 平成15年12月10日
⑤ 平成16年7月9日
⑥ 平成16年12月10日
⑦ 平成17年7月11日
⑧ 平成17年12月9日
⑨ 平成18年7月10日
⑩ 平成18年12月11日
⑪ 平成19年7月10日
⑫ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年9月までは26万円及び同年10月から6年9月までは32万円と記録されていたところ、6年10月5日付けで、4年10月1日に遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、申立人以外に、20人の従業員についても、申立人と同日付けの処理により、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、少なくとも平成5年3月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成4年10月から5年9月までは26万円及び同年10月から6年9月までは32万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②は、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により平成6年10月から14年9月までは11万円、同年10月から15年8月までは14万2,000円、同年9月から16年8月までは11万8,000円、同年9月から17年8月までは16万円、同年9月から18年8月までは18万円、同年9月から20年2月までは19万円と記録されているところ、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

しかし、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳から、申立人には、当該期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

そこで、当該期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については前述の給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成6年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月から8年5月までは26万円、14年1月から同年9月までは34万円、同年10月、同年11月は38万円、同年12月は36万円、15年1月は34万円、同

年2月、同年3月は38万円、同年4月は41万円、同年5月、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月は38万円、同年9月、同年10月は34万円、同年11月は38万円、同年12月、16年1月は32万円、同年2月、同年3月は38万円、同年4月は34万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月から同年11月までは34万円、同年12月は36万円、17年1月は32万円、同年2月、同年3月は36万円、同年4月から同年6月までは34万円、同年7月は36万円、同年8月から同年10月までは32万円、同年11月は34万円、同年12月は32万円及び18年1月から20年2月までは34万円とすることが妥当である。

また、当該期間のうち、平成8年6月から同年9月までの期間並びに13年10月から同年12月までの期間については、給与明細書等の給与支給額及び社会保険料控除額を直接確認できる資料は無いところ、複数の元従業員に係る給与明細書を見ると、これらのそれぞれの期間について、定時決定から翌年の定時決定の前月までの期間において、それぞれ同額の保険料が一貫して控除されていることが確認でき、申立人についても同様の取扱いであったと推認できる。

さらに、当該期間に係る報酬月額についても資料が無いため不明であるところ、申立人に係る給与振込口座の記録に、前述から推認できる社会保険料のみを加算した場合に求められる報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれの月についても前述の保険料控除額に見合う標準報酬月額を上回る額であったと推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成8年6月から同年9月までは26万円、13年10月から同年12月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとされていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成8年10月から13年9月までの期間については、厚生年金保険料控除額が確認できる資料が無い上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫については、A社及び申立人から提出された賞与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月9日は9万8,000円、同年12月10日は9万9,000円、17年7月11日は9万7,000円、同年12月9日は18万円、18年7月10日は12万4,000円、同年12月11日は18万6,000円、19年7月10日は14万円及び同年12月10日は20万円とすることが妥当である。

また、申立期間③及び④については、前述の賞与明細書等、厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料は無いところ、申立人に係る所得税源泉徴収簿を見ると、賞与額及び当該賞与額に係る厚生年金保険料を含む社会保険料等控除額が確認できることから、申立人の標準賞与額を、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を届け出ておらず、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年10月から5年9月までは47万円、同年10月から6年9月までは53万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成6年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、6年10月は50万円、同年11月から9年9月までは44万円、同年10月から15年3月までは47万円及び同年4月から18年8月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、50万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の18年9月から19年8月までは14万2,000円及び同年9月から20年2月までは15万円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年9月10日は25万円、16年7月9日は22万円、17年7月11日は19万5,000円、同年12月9日は35万円、18年7月10日は21万3,000円及び同年12月11日は36万9,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑨及び⑩に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は25万5,000円及び同年12月10日は36万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に

係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
③ 平成 15 年 9 月 10 日
④ 平成 16 年 7 月 9 日
⑤ 平成 17 年 7 月 11 日
⑥ 平成 17 年 12 月 9 日
⑦ 平成 18 年 7 月 10 日
⑧ 平成 18 年 12 月 11 日
⑨ 平成 19 年 7 月 10 日
⑩ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成 4 年 10 月から 5 年 9 月までは 47 万円及び同年 10 月から 6 年 9 月までは 53 万円と記録されていたところ、6 年 10 月 5 日付けで、4 年 10 月 1 日に遡って 11 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、申立人以外に、20 人の従業員についても、申立人と同日付けの処理により、平成 4 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、少なくとも平成 5 年

3月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成4年10月から5年9月までは47万円、同年10月から6年9月までは53万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②は、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により平成6年10月から18年8月までは11万円、同年9月から19年8月までは14万2,000円及び同年9月から20年2月までは15万円と記録されているところ、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

しかし、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳から、申立人には、当該期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

そこで、当該期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については前述の給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成7年1月から9年9月までは44万円、同年10月から15年3月までは47万円、同年4月から18年8月までは50万円及び同年9月から20年2月までは47万円とすることが妥当である。

また、平成6年10月から同年12月までの期間について、申立人については給与明細書等の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料が無いところ、複数の元従業員に係る給与明細書等を見ると、5年10月から6年10月までの期間及び同年12月から8年9月までの期間については、それぞれ一貫して同額の保険料が控除されていることが確認でき、申立人についても、6年10月についてはその前月と同額の保険料が、同年12月についてはその翌月と同額の保険料が控除されていたものと推認できる。

さらに、平成6年11月については、少なくとも前後の月のいずれか低い月と同額の保険料が控除されていたと推認できる。

加えて、平成6年10月から同年12月までの期間における給与支給額は、その直近の前後の月に係る給与明細書から、少なくとも50万円程度であったと推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成6年11月の厚生年金保険料率の改定を勘案すると、同年10月については50万円、同年11月及び同年12月については44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、A社及び申立人から提出された賞与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月9日は22万円、17年7月11日は19万5,000円、同年12月9日は35万円、18年7月10日は21万3,000円、同年12月11日は36万9,000円、19年7月10日は25万5,000円及び同年12月10日は36万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間③については、厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料は無いところ、申立人に係る所得税源泉徴収簿を見ると、賞与額及び当該賞与額に係る厚生年金保険料を含む社会保険料等控除額が確認できることから、申立人の標準賞与額を、平成15年9月10日は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を届け出しておらず、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年10月から5年10月までは53万円及び同年11月から6年9月までは20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成6年6月1日から同年10月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、平成6年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、6年10月から8年9月までは53万円、同年10月から12年1月までは59万円、同年2月から14年2月までは41万円、同年3月から16年2月までは36万円及び同年3月から18年8月までは34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、18年9月から20年1月までは34万円及び同年2月は17万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の13万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、18年9月から19年10月までは32万円及び同年11月から20年2月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成 4 年 10 月から 5 年 10 月までは 53 万円及び同年 11 月から 6 年 9 月までは 20 万円と記録されていたところ、6 年 10 月 5 日付けで、4 年 10 月 1 日に遡って 11 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、申立人以外に、20 人の従業員についても、申立人と同日付けの処理により、平成 4 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A 社に係る滞納処分票によると、同社は、少なくとも平成 5 年 3 月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成 4 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成 4 年 10 月から 5 年 10 月までは 53 万円及び同年 11 月から 6 年 9 月までは 20 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成 6 年 6 月については、申立人提出の給与明細書から、その主張する標準報酬月額 (53 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①のうち、平成 6 年 7 月から同年 9 月までの期間については、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料が無いものの、その前後の期間に係る給与明細書等から判断して、同額程度の給与支給額及び保険料控除額であったと考えられることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を 53 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の平成 6 年 6 月から同年 9 月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、遡及訂正前の

オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（遡及訂正前の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②は、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により平成6年10月から18年8月までは11万円及び同年9月から20年2月までは13万4,000円と記録されているところ、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

しかし、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳から、申立人には、当該期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額が支払われていたことが確認できる。

そこで、当該期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については前述の給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成7年6月、同年12月、8年7月、同年8月は53万円、同年10月、9年11月、10年11月、11年1月、同年11月から12年1月までは59万円、14年1月、同年2月は41万円、同年3月から16年2月までは36万円、同年3月から17年9月まで、同年11月、18年1月から同年8月までは34万円、同年9月から19年10月までは32万円及び同年11月から20年2月までは14万2,000円とすることが妥当である。

また、平成6年10月から7年5月までの期間、同年7月から同年11月までの期間、8年1月から同年6月までの期間、同年9月、同年11月から9年10月までの期間、同年12月から10年10月までの期間、同年12月、11年2月から同年10月までの期間、12年2月から13年12月までの期間、17年10月及び同年12月については、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料が無いものの、その前後の期間に係る給与明細書等から判断して、いずれの期間もその前後の期間と同額程度の給与支給額及び保険料控除額であったと考えられることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、6年10月から7年5月まで、同年7月から同年11月まで、8年1月から同年6月まで、同年9月は53万円、同年11月から9年

10月まで、同年12月から10年10月まで、同年12月、11年2月から同年10月までは59万円、12年2月から13年12月までは41万円及び17年10月、同年12月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとされていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年10月から5年10月までは53万円及び同年11月から6年9月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から6年10月1日まで
② 平成6年10月1日から9年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年10月までは53万円及び同年11月から6年9月までは20万円と記録されていたところ、6年10月5日付けで、4年10月1日に遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、申立人以外に、20人の従業員についても、申立人と同日付けの処理により、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、少なくとも平成5年3月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成4年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成4

年10月から5年10月までは53万円及び同年11月から6年9月までは20万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②については、厚生年金保険料控除額が確認できる資料が無い上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年9月から19年8月までは22万円、同年9月から20年2月までは24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の18年9月から20年2月までは11万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年9月から同年12月までは20万円、19年1月は16万円、同年2月から同年9月までは20万円、同年10月から同年12月までは22万円、20年1月は18万円及び同年2月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月16日から20年3月1日まで
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間②及び③に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、A社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成18年9月から同年12月までは20万円、19年1月は16万円、同年2月から同年9月までは20万円、同年10月から同年12月までは22万円、20年1月は18万円及び同年2月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年5月16日から同年9月1日までの期間については、前述の給与明細書等により厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

したがって、特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②及び③については、A社から提出されたB給付一覧表から賞与支給額が確認できるが、同社の事務担当者は「B給付は寸志程度なので、保険料を控除していない。」と陳述しており、同表に記載のある他の同僚の給与明細書等からも当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成18年5月から同年8月までは20万円、同年9月から19年8月までは11万8,000円及び同年9月から20年2月までは22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の18年5月から同年8月までは11万円、同年9月から19年8月までは10万4,000円及び同年9月から20年2月までは11万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち18年9月1日から20年3月1日までの期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年9月から19年4月までは16万円、同年5月は15万円、同年6月から同年8月までは16万円及び同年9月から20年2月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月16日から20年3月1日まで
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間②及び③に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成18年9月から19年4月までは16万円、同年5月は15万円、同年6月から同年8月までは16万円及び同年9月から20年2月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとすることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年5月16日から同年9月1日までの期間については、前述の給与明細書等により厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

したがって、特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②及び③については、A社から提出されたB給付一覧表から賞与支給額が確認できるが、同社の事務担当者は「B給付は寸志程度なので、保険料を控除していない。」と陳述しており、同表に記載のある他の同僚の給与明細書等からも当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成18年9月から19年8月までは24万円及び同年9月から20年2月までは22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の18年9月から19年8月までは11万円及び同年9月から20年2月までは11万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年9月から19年8月までは16万円及び同年9月から20年2月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③については、申立人の標準賞与額記録を、平成18年7月10日は9万5,000円及び同年12月11日は14万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間④及び⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額記録を、平成19年7月10日は10万円及び同年12月10日は15万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②、③、④及び⑤に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成18年9月1日から20年3月1日まで
② 平成18年7月10日
③ 平成18年12月11日
④ 平成19年7月10日
⑤ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間②、③、④及び⑤に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成18年9月から19年8月までは16万円、同年9月から20年2月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②、③、④及び⑤については、A社及び申立人提出の賞与明細書並びに同社提出の賃金台帳により、申立人が、当該期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生

年金保険料控除額及び賞与額から、平成18年7月10日は9万5,000円、同年12月11日は14万2,000円、19年7月10日は10万円及び同年12月10日は15万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を届け出ておらず、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成13年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、13年10月から14年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは36万円、15年1月は34万円、同年2月は30万円、同年3月は34万円、同年4月は36万円、同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は34万円、16年1月、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月、同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月から同年11月までは34万円、同年12月は32万円、17年1月、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月から同年7月までは34万円、同年8月、同年9月は30万円、同年10月は34万円、同年11月から18年1月までは32万円及び同年2月から同年8月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の14万2,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑫及び⑬については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日、同年12月10日は10万7,000円、17年7月11日は10万5,000円、同年12月9日は12万2,000円、18年7月10日は12万4,000円、同年12月11日は18万6,000円、21年7月10日は12万7,000円及び同年12月10日は14万3,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑩及び⑪に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保

険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は12万1,000円及び同年12月10日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年10月1日から20年3月1日まで
② 平成15年7月10日
③ 平成15年12月10日
④ 平成16年7月9日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月11日
⑦ 平成17年12月9日
⑧ 平成18年7月10日
⑨ 平成18年12月11日
⑩ 平成19年7月10日
⑪ 平成19年12月10日
⑫ 平成21年7月10日
⑬ 平成21年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、

これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成13年10月から14年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは36万円、15年1月は34万円、同年2月は30万円、同年3月は34万円、同年4月は36万円、同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は34万円、16年1月、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月、同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月から同年11月までは34万円、同年12月は32万円、17年1月、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月から同年7月までは34万円、同年8月、同年9月は30万円、同年10月は34万円、同年11月から18年1月までは32万円、同年2月から同年8月までは30万円及び同年9月から20年2月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬については、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳により、申立人が、当該期間に給与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準給与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準給与額については、前述の給与明細書等の厚生年金保険料控除額及び給与額から、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日、同年12月10日は10万7,000円、17年7月11日は10万5,000円、同年12月9日は12万2,000円、18年7月10日は12万4,000

円、同年12月11日は18万6,000円、19年7月10日は12万1,000円、同年12月10日は20万円、21年7月10日は12万7,000円及び同年12月10日は14万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を届け出ておらず、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成14年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、14年10月から同年12月までは24万円、15年1月は22万円、同年2月、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月から同年7月までは22万円、同年8月は26万円、同年9月から16年8月までは24万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月から17年2月までは28万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月から同年8月までは28万円、同年9月は26万円、同年10月から18年1月までは28万円、同年2月は24万円、同年3月から同年7月までは28万円及び同年8月は24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年9月から19年8月までは30万円及び同年9月から20年2月までは26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年9月は24万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、19年1月は26万円、同年2月、同年3月は24万円、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月は24万円、同年7月は26万円及び同年8月から20年2月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日は6万9,000円、同年12月10日、16年7月9日は7万6,000円、同年12月10日は6万9,000円、17年7月11日は8万1,000円、同年12月9日は13万3,000円、18年7月10日は9万6,000円及び同年12月11日は14万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑩及び⑪に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保

険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は10万円及び同年12月10日は15万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から20年3月1日まで
② 平成15年7月10日
③ 平成15年12月10日
④ 平成16年7月9日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月11日
⑦ 平成17年12月9日
⑧ 平成18年7月10日
⑨ 平成18年12月11日
⑩ 平成19年7月10日
⑪ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬

月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成14年10月から同年12月までは24万円、15年1月は22万円、同年2月、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月から同年7月までは22万円、同年8月は26万円、同年9月から16年8月までは24万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月から17年2月までは28万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月から同年8月までは28万円、同年9月は26万円、同年10月から18年1月までは28万円、同年2月は24万円、同年3月から同年7月までは28万円、同年8月、同年9月は24万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、19年1月は26万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月、同年5月は26万円、同年6月は24万円、同年7月は26万円及び同年8月から20年2月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとすることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪については、A社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に給与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準給与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準給与額については、前述の給与明細書等の厚生年金保険料控除額及び給与額から、平成15年7月10日は6万9,000円、同年12月10日、16年7月9日は7万6,000円、同年12月10日は6万9,000円、17年7月11日は8万1,000円、同年12月9日は13万3,000円、18年7月10日は9万6,000円、同年12月11日は14万2,000円、19年7月10日は10万円及び同年12月10日は15万3,000円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①及び申立期間②のうち平成13年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、7年10月から8年9月までは22万円、13年10月、同年11月は26万円、同年12月は28万円、14年1月は26万円、同年2月、同年3月は28万円、同年4月、同年5月は26万円、同年6月、同年7月は28万円、同年9月から15年1月までは26万円、同年2月は22万円、同年3月、同年4月は28万円、同年5月、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月は24万円、同年9月から16年1月までは26万円、同年2月、同年3月は24万円、同年4月から同年9月までは26万円、同年10月、同年11月は24万円、同年12月は26万円、17年1月は24万円、同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月から同年6月までは26万円、同年7月、同年8月は24万円、同年9月は22万円、同年10月、同年11月は26万円、同年12月は24万円、18年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は22万円、同年5月、同年6月は24万円及び同年7月、同年8月は22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の18年9月から19年8月までは13万4,000円及び同年9月から20年2月までは14万2,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日、同年12月10日は8万2,000円、16年7月9日は7万8,000円、同年12月10日は6万5,000円、17年7月11日は6万4,000円、同年12月9日は14万1,000円、18年7月10日は9万4,000円及び同年12月11日は14万1,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑪及び⑫に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額となら

ない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は9万1,000円及び同年12月10日は14万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から8年10月1日まで
② 平成13年10月1日から20年3月1日まで
③ 平成15年7月10日
④ 平成15年12月10日
⑤ 平成16年7月9日
⑥ 平成16年12月10日
⑦ 平成17年7月11日
⑧ 平成17年12月9日
⑨ 平成18年7月10日
⑩ 平成18年12月11日
⑪ 平成19年7月10日
⑫ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は

決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれの基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成7年10月から8年9月までは22万円、13年10月、同年11月は26万円、同年12月は28万円、14年1月は26万円、同年2月、同年3月は28万円、同年4月、同年5月は26万円、同年6月、同年7月は28万円、同年9月から15年1月までは26万円、同年2月は22万円、同年3月、同年4月は28万円、同年5月、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月は24万円、同年9月から16年1月までは26万円、同年2月、同年3月は24万円、同年4月から同年9月までは26万円、同年10月、同年11月は24万円、同年12月は26万円、17年1月は24万円、同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月から同年6月までは26万円、同年7月、同年8月は24万円、同年9月は22万円、同年10月、同年11月は26万円、同年12月は24万円、18年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は22万円、同年5月、同年6月は24万円及び同年7月から20年2月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとすることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成14年8月については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と同額である。

したがって、特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫については、前述のA社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に給与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準給与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険

料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成15年7月10日、同年12月10日は8万2,000円、16年7月9日は7万8,000円、同年12月10日は6万5,000円、17年7月11日は6万4,000円、同年12月9日は14万1,000円、18年7月10日は9万4,000円、同年12月11日は14万1,000円、19年7月10日は9万1,000円及び同年12月10日は14万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成13年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、13年10月から14年9月までは22万円、同年10月、同年11月は26万円、同年12月は24万円、15年1月は22万円、同年2月は26万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月、同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月から16年6月までは24万円、同年7月から同年10月までは22万円、同年11月から17年7月までは24万円、同年8月から同年10月までは22万円、同年11月は24万円、同年12月から18年2月までは22万円及び同年3月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年9月から19年8月までは26万円及び同年9月から20年2月までは28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の13万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年9月から19年8月までは24万円、同年9月から同年11月までは26万円、同年12月は24万円、20年1月及び同年2月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日は7万1,000円、同年12月10日は7万8,000円、16年7月9日、同年12月10日は7万1,000円、17年7月11日は7万円、同年12月9日は11万1,000円、18年7月10日は9万6,000円及び同年12月11日は14万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑩及び⑪に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は10万9,000円及び同年12月10日は15万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
② 平成 15 年 7 月 10 日
③ 平成 15 年 12 月 10 日
④ 平成 16 年 7 月 9 日
⑤ 平成 16 年 12 月 10 日
⑥ 平成 17 年 7 月 11 日
⑦ 平成 17 年 12 月 9 日
⑧ 平成 18 年 7 月 10 日
⑨ 平成 18 年 12 月 11 日
⑩ 平成 19 年 7 月 10 日
⑪ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成 13 年 10 月から 14 年 9 月ま

では22万円、同年10月、同年11月は26万円、同年12月は24万円、15年1月は22万円、同年2月は26万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月、同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月から16年6月までは24万円、同年7月から同年10月までは22万円、同年11月から17年7月までは24万円、同年8月から同年10月までは22万円、同年11月は24万円、同年12月から18年2月までは22万円、同年3月から19年8月までは24万円、同年9月から同年11月までは26万円、同年12月は24万円及び20年1月、同年2月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとされていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪については、A社及び申立人から提出された賞与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成15年7月10日は7万1,000円、同年12月10日は7万8,000円、16年7月9日、同年12月10日は7万1,000円、17年7月11日は7万円、同年12月9日は11万1,000円、18年7月10日は9万6,000円、同年12月11日は14万5,000円、19年7月10日は10万9,000円及び同年12月10日は15万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成14年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、14年10月から同年12月までは28万円、15年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月、同年5月は28万円、同年6月は24万円、同年7月、同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月から16年1月までは26万円、同年2月は24万円、同年3月から同年8月までは26万円、同年9月は32万円、同年10月は28万円、同年11月から17年1月までは30万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月から同年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月、同年11月は32万円、同年12月は30万円、18年1月は32万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月は30万円、同年5月、同年6月は32万円、同年7月は30万円及び同年8月は32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年9月から19年8月までは32万円及び同年9月から20年2月までは30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の14万2,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年9月から同年12月までは30万円、19年1月は28万円、同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月から同年7月までは30万円、同年8月は26万円及び同年9月から20年2月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日、同年12月10日は7万5,000円、17年7月11日は8万3,000円、同年12月9日は14万3,000円、18年7月10日は9万8,000円及び同年12月11日は14万7,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑩及び⑪に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額となら

ない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は10万3,000円及び同年12月10日は18万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から20年3月1日まで
② 平成15年7月10日
③ 平成15年12月10日
④ 平成16年7月9日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月11日
⑦ 平成17年12月9日
⑧ 平成18年7月10日
⑨ 平成18年12月11日
⑩ 平成19年7月10日
⑪ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除し

ていたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、A社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成14年10月から同年12月までは28万円、15年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月、同年5月は28万円、同年6月は24万円、同年7月、同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月から16年1月までは26万円、同年2月は24万円、同年3月から同年8月までは26万円、同年9月は32万円、同年10月は28万円、同年11月から17年1月までは30万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月から同年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月、同年11月は32万円、同年12月は30万円、18年1月は32万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月は30万円、同年5月、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月から同年12月までは30万円、19年1月は28万円、同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月から同年7月までは30万円、同年8月は26万円及び同年9月から20年2月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪については、A社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に給与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準給与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準給与額については、前述の給与明細書等の厚生年金保険料控除額及び給与額から、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日、同年12月10日は7万5,000円、17年7月

11日は8万3,000円、同年12月9日は14万3,000円、18年7月10日は9万8,000円、同年12月11日は14万7,000円、19年7月10日は10万3,000円及び同年12月10日は18万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成16年7月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、16年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月、同年12月、17年2月から同年9月までは20万円、同年10月から同年12月までは22万円、18年1月は17万円、同年2月は20万円、同年3月は18万円及び同年4月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年9月から19年3月までは26万円、同年4月から同年8月までは20万円及び同年9月から20年2月までは22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年9月から19年1月までは22万円、同年2月は20万円、同年3月から同年7月までは22万円及び同年8月から20年2月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額記録を、平成19年7月10日は9万9,000円及び同年12月10日は15万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成 16 年 7 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
② 平成 19 年 7 月 10 日
③ 平成 19 年 12 月 10 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間②及び③に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A 社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成 16 年 9 月は 20 万円、同年 10 月は 19 万円、同年 11 月、同年 12 月、17 年 2 月から同年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 22 万円、18 年 1 月は 17 万円、同年 2 月は 20 万円、同年 3 月は 18 万円、同年 4 月から 19 年 1 月までは 22 万円、同年 2 月は 20 万円、同年 3 月から同年 7 月までは 22 万円及び同年 8 月から 20 年 2 月までは 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 16 年 7 月、同年 8 月及び 17 年 1 月については、前述の給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と同額であるか、又は同記録より低額である。

したがって、特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②及び③については、A社及び申立人から提出された賞与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等の保険料控除額から、平成19年7月10日は9万9,000円及び同年12月10日は15万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を届け出ておらず、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①及び申立期間②のうち平成14年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、7年10月、同年11月は22万円、同年12月、8年1月は20万円、同年2月は19万円、同年3月から同年6月までは20万円、同年7月、同年8月は22万円、同年9月は20万円、14年10月から15年4月までは28万円、同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月、同年12月は30万円、16年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月は26万円、同年4月から同年7月までは28万円、同年8月は26万円、同年9月から同年12月までは28万円、17年1月、同年2月は26万円、同年3月、同年4月は28万円、同年5月、同年6月は26万円、同年7月、同年8月は28万円、同年9月、同年10月は26万円、同年11月から18年2月までは28万円、同年3月は26万円及び同年4月から同年8月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日は7万8,000円、同年12月10日は8万6,000円、16年7月9日、同年12月10日は7万8,000円、17年7月11日は8万6,000円、同年12月9日は14万9,000円、18年7月10日は10万3,000円及び同年12月11日は15万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑪及び⑫に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該

記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は11万6,000円及び同年12月10日は16万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から8年10月1日まで
② 平成14年10月1日から20年3月1日まで
③ 平成15年7月10日
④ 平成15年12月10日
⑤ 平成16年7月9日
⑥ 平成16年12月10日
⑦ 平成17年7月11日
⑧ 平成17年12月9日
⑨ 平成18年7月10日
⑩ 平成18年12月11日
⑪ 平成19年7月10日
⑫ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに

基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、A社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成7年10月、同年11月は22万円、同年12月、8年1月は20万円、同年2月は19万円、同年3月から同年6月までは20万円、同年7月、同年8月は22万円、同年9月は20万円、14年10月から15年4月までは28万円、同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月、同年12月は30万円、16年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月は26万円、同年4月から同年7月までは28万円、同年8月は26万円、同年9月から同年12月までは28万円、17年1月、同年2月は26万円、同年3月、同年4月は28万円、同年5月、同年6月は26万円、同年7月、同年8月は28万円、同年9月、同年10月は26万円、同年11月から18年2月までは28万円、同年3月は26万円、同年4月から同年8月までは28万円及び同年9月から20年2月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫については、A社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に給与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準給与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準給与額については、前述の給与明細書等の厚生年金保険料控除額及び給与額から、平成15年7月10日は7万8,000円、同年12月10日は8万6,000円、16年7月9日及び同年12月10日は7万8,000円、17年7月11日は8万6,000円、同年12月9日は14万9,000円、18年7月10日は10万3,000円、同年12月11日は15万4,000

円、19年7月10日は11万6,000円及び同年12月10日は16万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①及び申立期間②のうち平成14年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、7年10月から8年9月までは26万円、14年10月から同年12月までは32万円、15年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年5月までは32万円、同年6月は28万円、同年7月、同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月から同年12月までは30万円、16年1月は28万円、同年2月から同年8月までは30万円、同年9月から同年12月までは32万円、17年1月、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月から同年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月は34万円、同年11月は30万円、同年12月は32万円、18年1月から同年3月までは30万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円及び同年8月は30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年9月から19年8月までは32万円、同年9月から20年2月までは34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の17万円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年9月から19年8月までは30万円、同年9月から20年1月までは32万円及び同年2月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日、同年12月10日は8万9,000円、17年7月11日は10万5,000円、同年12月9日は17万円、18年7月10日は11万3,000円及び同年12月11日は17万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑪及び⑫に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保

険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は11万9,000円及び同年12月10日は18万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から8年10月1日まで
② 平成14年10月1日から20年3月1日まで
③ 平成15年7月10日
④ 平成15年12月10日
⑤ 平成16年7月9日
⑥ 平成16年12月10日
⑦ 平成17年7月11日
⑧ 平成17年12月9日
⑨ 平成18年7月10日
⑩ 平成18年12月11日
⑪ 平成19年7月10日
⑫ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源

泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成7年11月、8年1月から同年9月までの期間は26万円、14年10月から同年12月までは32万円、15年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年5月までは32万円、同年6月は28万円、同年7月、同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月から同年12月までは30万円、16年1月は28万円、同年2月から同年8月までは30万円、同年9月から同年12月までは32万円、17年1月、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月から同年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月は34万円、同年11月は30万円、同年12月は32万円、18年1月から同年3月までは30万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月から19年8月までは30万円、同年9月から20年1月までは32万円及び同年2月は30万円とすることが妥当である。

また、平成7年10月及び同年12月については、給与明細書等、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料は無いが、前後の期間に係る給与明細書等を見ると、いずれも標準報酬月額26万円に相当する額の保険料が控除されており、同年10月及び同年12月においても同額の保険料控除が行われていたものと考えられることに加え、申立人から提出された給与振込口座の記録により確認できる給与振込額から判断すると、当該期間においては、少なくとも標準報酬月額26万円に相当する額の給与が支払われていたと認められることから、申立人の同年10月及び同年12月に係る標準報酬月額は、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫については、A社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に給与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準給与額を決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日及び同年12月10日は8万9,000円、17年7月11日は10万5,000円、同年12月9日は17万円、18年7月10日は11万3,000円、同年12月11日は17万円、19年7月10日は11万9,000円及び同年12月10日は18万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成13年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、14年1月、同年2月、同年4月、同年6月は30万円、同年10月は26万円、同年11月、同年12月は28万円、15年1月は26万円、同年2月、同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月、同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年8月は34万円、同年9月から16年3月までは28万円、同年4月から同年6月までは26万円、同年7月、同年8月は28万円、同年9月から同年11月までは26万円、同年12月は24万円、17年1月から同年11月までは26万円、同年12月は24万円及び18年1月から同年8月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年9月から19年8月までは30万円、同年9月から20年2月までは32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の18万円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年9月から19年1月までは28万円、同年2月は26万円、同年3月から同年8月までは28万円及び同年9月から20年2月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日、同年12月10日は7万4,000円、17年7月11日は6万3,000円、同年12月9日は14万2,000円、18年7月10日は10万1,000円及び同年12月11日は15万3,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑩及び⑪に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は11万5,000円及び同年12月10日は18万8,000

円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
② 平成 15 年 7 月 10 日
③ 平成 15 年 12 月 10 日
④ 平成 16 年 7 月 9 日
⑤ 平成 16 年 12 月 10 日
⑥ 平成 17 年 7 月 11 日
⑦ 平成 17 年 12 月 9 日
⑧ 平成 18 年 7 月 10 日
⑨ 平成 18 年 12 月 11 日
⑩ 平成 19 年 7 月 10 日
⑪ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社及び申立人提出の給

与明細書並びに同社提出の賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成14年1月、同年2月、同年4月、同年6月は30万円、同年10月は26万円、同年11月、同年12月は28万円、15年1月は26万円、同年2月、同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月、同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年8月は34万円、同年9月から16年3月までは28万円、同年4月から同年6月までは26万円、同年7月、同年8月は28万円、同年9月から同年11月までは26万円、同年12月は24万円、17年1月から同年11月までは26万円、同年12月は24万円、18年1月から同年8月までは26万円、同年9月から19年1月までは28万円、同年2月は26万円、同年3月から同年8月までは28万円及び同年9月から20年2月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成14年3月、同年5月及び同年7月から同年9月までの期間については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と同額であるか、又は同記録より低額である。

したがって、特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、平成13年10月から同年12月までの期間については、厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料は無く、このほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪については、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳により、申立人が、当該期間に給与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準給与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準給与額の範囲内であるこ

とから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月9日、同年12月10日は7万4,000円、17年7月11日は6万3,000円、同年12月9日は14万2,000円、18年7月10日は10万1,000円、同年12月11日は15万3,000円、19年7月10日は11万5,000円及び同年12月10日は18万8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②及び③については、厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料は無いところ、申立人に係る所得税源泉徴収簿を見ると、賞与額及び当該賞与額に係る厚生年金保険料を含む社会保険料等控除額が確認できることから、申立人の標準賞与額を、7万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を届け出ておらず、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成13年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、14年1月から同年9月までは18万円、同年10月から同年12月までは20万円、15年1月は19万円、同年2月は17万円、同年3月は19万円、同年4月は20万円、同年5月は19万円、同年6月は17万円、同年7月は18万円、同年8月は16万円、同年9月から16年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは22万円、17年1月は20万円、同年2月から同年9月までは22万円、同年10月から同年12月までは24万円、18年1月は22万円及び同年2月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年9月から19年8月までは26万円、同年9月から20年2月までは22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年9月、同年10月は22万円、同年11月、同年12月は24万円、19年1月は22万円、同年2月、同年3月は24万円、同年4月、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月は24万円及び同年9月から20年2月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④、⑤及び⑥については、申立人の標準賞与額記録を、平成15年7月10日、同年12月10日は6万4,000円、16年7月9日、同年12月10日は7万3,000円及び17年12月9日は12万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑦及び⑧に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額記録

を、平成19年7月10日は9万5,000円及び同年12月10日は14万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年10月1日から20年3月1日まで
② 平成15年7月10日
③ 平成15年12月10日
④ 平成16年7月9日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成19年7月10日
⑧ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社提出の給与明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成14年1月から同年9月までは18万円、同年10月から同年12月までは

20万円、15年1月は19万円、同年2月は17万円、同年3月は19万円、同年4月は20万円、同年5月は19万円、同年6月は17万円、同年7月は18万円、同年8月は16万円、同年9月から16年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは22万円、17年1月は20万円、同年2月から同年9月までは22万円、同年11月は24万円、18年1月は22万円、同年2月から同年8月までは24万円、同年9月、同年10月は22万円、同年11月、同年12月は24万円、19年1月は22万円、同年2月、同年3月は24万円、同年4月、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月は24万円及び同年9月から20年2月までは20万円とすることが妥当である。

また、平成17年10月及び同年12月については、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料が無いものの、複数の元従業員の給与明細書等から17年11月と同額の保険料が控除されていたことが確認できる上、A社提出の同年1月から同年9月まで及び同年11月の給与明細書、賃金台帳並びに賞与明細書及び申立人に係る市区町村提出用の平成18年度給与支払報告書の内容から、当該期間については、保険料控除額相当の標準報酬月額を上回る給与が支給されていたと考えられることから、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成13年10月から同年12月までの期間については、厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料は無く、このほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、A社提出の賞与明細書及び賃金台帳により、申立人が、当該期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険

料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月9日、同年12月10日は7万3,000円、17年12月9日は12万8,000円、19年7月10日は9万5,000円及び同年12月10日は14万7,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②及び③については、厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料は無いところ、申立人に係る所得税源泉徴収簿を見ると、賞与額及び当該賞与額に係る厚生年金保険料を含む社会保険料等控除額が確認できることから、申立人の標準賞与額を、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を届け出ておらず、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①及び申立期間②のうち平成14年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、7年10月から8年3月までは20万円、同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月から同年9月までは22万円、14年10月から15年3月までは26万円、同年4月は32万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月から16年3月までは28万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は24万円、同年9月から同年12月までは26万円、17年1月は24万円及び同年2月から18年8月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年9月から同年12月までは26万円、19年1月は22万円及び同年2月から20年2月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日は7万5,000円、同年12月10日は8万2,000円、16年7月9日は9万円、同年12月10日は7万5,000円、17年7月11日は9万3,000円、同年12月9日は14万3,000円、18年7月10日は9万8,000円及び同年12月11日は14万7,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑪及び⑫に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は10万3,000円及び同年12月10日は15万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 8 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで
② 平成 14 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
③ 平成 15 年 7 月 10 日
④ 平成 15 年 12 月 10 日
⑤ 平成 16 年 7 月 9 日
⑥ 平成 16 年 12 月 10 日
⑦ 平成 17 年 7 月 11 日
⑧ 平成 17 年 12 月 9 日
⑨ 平成 18 年 7 月 10 日
⑩ 平成 18 年 12 月 11 日
⑪ 平成 19 年 7 月 10 日
⑫ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社及び申立人から提出

された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成8年2月、同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月から同年9月までは22万円、14年10月から15年3月までは26万円、同年4月は32万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月から16年3月までは28万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は24万円、同年9月から同年12月までは26万円、17年1月は24万円、同年2月から18年12月までは26万円、19年1月は22万円及び同年2月から20年2月までは26万円とすることが妥当である。

また、平成7年10月から8年1月までの期間については、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料が無いものの、その前後の期間に係る給与明細書等から判断して、いずれの期間もその前後の期間と同額程度の給与支給額及び保険料控除額であったと考えられることから、当該期間の標準報酬月額を、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成7年3月及び同年4月については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と同額である。

したがって、特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、平成6年8月から7年2月までの期間及び同年5月から同年9月までの期間については、厚生年金保険料控除額が確認できる資料が無い上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫については、A社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に給与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準給与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険

料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成15年7月10日は7万5,000円、同年12月10日は8万2,000円、16年7月9日は9万円、同年12月10日は7万5,000円、17年7月11日は9万3,000円、同年12月9日は14万3,000円、18年7月10日は9万8,000円、同年12月11日は14万7,000円、19年7月10日は10万3,000円及び同年12月10日は15万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①及び申立期間②のうち平成13年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、7年10月から8年9月までは18万円、13年10月から14年9月までは20万円、同年10月は19万円、同年11月から16年9月までは20万円、同年10月は22万円、同年11月から17年2月までは20万円、同年3月は22万円、同年4月は20万円、同年5月は22万円、同年6月は20万円、同年7月は22万円、同年8月は20万円及び同年9月から18年8月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の16万円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日、同年12月10日は7万1,000円、17年7月11日は7万円、同年12月9日は12万2,000円、18年7月10日は9万5,000円及び同年12月11日は14万1,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑪及び⑫に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は9万2,000円及び同年12月10日は15万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで
② 平成 13 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
③ 平成 15 年 7 月 10 日
④ 平成 15 年 12 月 10 日
⑤ 平成 16 年 7 月 9 日
⑥ 平成 16 年 12 月 10 日
⑦ 平成 17 年 7 月 11 日
⑧ 平成 17 年 12 月 9 日
⑨ 平成 18 年 7 月 10 日
⑩ 平成 18 年 12 月 11 日
⑪ 平成 19 年 7 月 10 日
⑫ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び総報酬額から、当該期間のうち、平成 7 年 10 月から 8 年 5 月までの期間及び 8 年 7 月から同年 9 月までの期間は 18 万円、13 年 10 月から 14

年9月までは20万円、同年10月は19万円、同年11月から16年9月までは20万円、同年10月は22万円、同年11月から17年2月までは20万円、同年3月は22万円、同年4月は20万円、同年5月は22万円、同年6月は20万円、同年7月は22万円、同年8月は20万円、同年9月から18年8月までは22万円及び同年9月から20年2月までは20万円とすることが妥当である。

また、平成8年6月については、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料が無いものの、その前後の期間に係る給与明細書等から判断して、その前後の期間と同額程度の給与支給額及び保険料控除額であったと考えられることから、当該期間の標準報酬月額を、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫については、A社及び申立人から提出された給与明細書並びに同社から提出された賃金台帳により、申立人が、当該期間に給与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準給与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準給与額については、前述の給与明細書等の厚生年金保険料控除額及び給与額から、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日、同年12月10日は7万1,000円、17年7月11日は7万円、同年12月9日は12万2,000円、18年7月10日は9万5,000円、同年12月11日は14万1,000円、19年7月10日は9万2,000円及び同年12月10日は15万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫の標準給与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年9月から16年10月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から17年2月9日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社及び申立人から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成15年9月から16年10月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成16年11月及び同年12月については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録より低額である。

したがって、特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成17年1月については、報酬月額及び保険料控除額を直接確認できる資料が無い上、申立人も「体調不良のため、出勤していなかったと思う。」と陳述しているところ、申立人と同様の理由により出勤していなかった月があるとしている同僚に係る給与明細書を見ると、同人が出勤していなかったとする月の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人についても同様の取扱いであったと考えられる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成15年9月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、15年9月から16年12月までは22万円、17年1月は24万円、同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月から18年2月までは24万円、同年3月は22万円、同年4月から同年7月までは24万円及び同年8月は22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日、同年12月10日は8万1,000円、17年12月9日は15万5,000円、18年7月10日は11万1,000円及び同年12月11日は15万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑩及び⑪に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年7月10日は11万6,000円及び同年12月10日は16万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで
② 平成 15 年 9 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
③ 平成 15 年 7 月 10 日
④ 平成 15 年 12 月 10 日
⑤ 平成 16 年 7 月 9 日
⑥ 平成 16 年 12 月 10 日
⑦ 平成 17 年 12 月 9 日
⑧ 平成 18 年 7 月 10 日
⑨ 平成 18 年 12 月 11 日
⑩ 平成 19 年 7 月 10 日
⑪ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成 15 年 9 月から 16 年 12 月までは 22 万円、17 年 1 月は 24 万円、同年 2 月は 22 万円、同年 3 月は 24 万円、同年 4 月は 22 万円、同年 5 月は 24 万円、同年 6 月は 22 万円、同年 7 月は 24 万円、同年 8 月は 22 万円、同年 9 月から 18 年 2 月までは 24 万円、同年 3 月は 22 万円、同年 4 月から同年 7 月までは 24 万円及び同年 8 月から 20 年 2 月までは 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、厚生年金保険料控除額が確認できる資料が無い上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪については、A社及び申立人提出の賞与明細書並びに同社提出の賃金台帳により、申立人が、当該期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月9日、同年12月10日は8万1,000円、17年12月9日は15万5,000円、18年7月10日は11万1,000円、同年12月11日は15万4,000円、19年7月10日は11万6,000円及び同年12月10日は16万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間③及び④については、厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料は無いところ、申立人に係る所得税源泉徴収簿を見ると、賞与額及び当該賞与額に係る厚生年金保険料を含む社会保険料等控除額が確認できることから、申立人の標準賞与額を、8万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を届け出しておらず、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成17年5月26日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、17年8月は16万円、同年9月から同年12月までは19万円、18年1月は16万円、同年2月から同年4月までは19万円、同年5月は18万円及び同年6月から同年8月までは19万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月、同年12月は20万円、19年1月は17万円、同年2月から同年11月までは20万円、同年12月、20年1月は19万円及び同年2月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年5月26日から20年3月1日まで
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間②及び③に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成17年8月は16万円、同年9月、同年11月は19万円、18年1月は16万円、同年2月から同年4月までは19万円、同年5月は18万円、同年6月から同年8月までは19万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月、同年12月は20万円、19年1月は17万円、同年2月から同年11月までは20万円、同年12月、20年1月は19万円及び同年2月は20万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成17年10月及び同年12月については、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料が無いものの、その前後の期間に係る給与明細書等から判断して、いずれの期間もその前後の期間と同額程度の給与支給額及び保険料控除額であったと考えるのが自然であることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成17年5月から同年7月までの期間については、前述の給与明細書等により厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

したがって、特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②及び③については、A社から提出されたB給付一覧表から賞与支給額が確認できるが、同社の事務担当者は「B給付は寸志程度なので、保険料を控除していない。」と陳述しており、申立人から提出された給与

所得の源泉徴収票及び事業所から提出された賃金台帳からも、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成13年11月8日から18年9月1日までに係る申立人の標準報酬月額記録については、14年10月から15年3月までは11万円、同年4月から同年8月までは14万2,000円及び16年9月から同年11月まで、17年1月、同年3月から同年8月までは17万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年9月から19年8月までは19万円及び同年9月から20年2月までは20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年9月から19年8月までは18万円、同年9月から20年2月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人の標準賞与額記録を、4万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額記録を、平成19年7月10日は7万3,000円及び同年12月10日は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成13年11月8日から20年3月1日まで
② 平成18年12月11日
③ 平成19年7月10日
④ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間②、③及び④に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成14年11月から15年3月までは11万円、同年4月、同年5月、同年7月、同年8月は14万2,000円及び16年9月から同年11月まで、17年1月、同年3月から同年8月までは17万円、18年9月から19年8月までは18万円及び同年9月から20年2月までは19万円とすることが妥当である。

また、平成14年10月及び15年6月については、給与明細書等の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料が無いところ、前述の給与明細書等から判断して、いずれの期間もその前後の期間と同額程度の給与支給額及び厚生年金保険料控除額であったと考えられることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、14年10月は11万円及び15年6月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成13年11月及び14年1月については、前述の給与明細書により厚生年金保険料を控除されていないことが確認でき、13年12月については、厚生年金保険料額を確認できる資料が無いところ、前後期間には、いずれも保険料控除されていないことから当月も同様の取扱いだったと考えられる。

また、平成14年2月から同年9月までの期間、15年9月、同年10月、同年12月から16年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、同年12月、17年2月及び同年9月から18年8月までの期間については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と同額であるか、又は同記録より低額である。

さらに、平成15年11月及び16年3月については、給与明細書等から判断して、いずれの期間もその前後の期間と同額の厚生年金保険料控除額であったと考えられるところ、当該厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と同額であることから、特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②、③及び④については、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳により、申立人が、当該期間に給与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準給与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準給与額については、前述の給与明細書等の厚生年金保険料控除額及び給与額から、平成18年12月11日は4万4,000円、19年7月10日は7万3,000円及び同年12月10日は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②、③及び④の標準給与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成14年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、15年7月は18万円、同年8月は13万4,000円、同年9月は18万円、同年10月は17万円、同年12月は16万円、16年1月は15万円、同年4月は19万円、同年5月は17万円、同年6月は19万円、同年9月は16万円、同年10月、同年12月から17年3月までは19万円、同年4月は17万円、同年5月は13万4,000円、同年6月、同年7月は19万円、同年8月は15万円、同年9月は19万円、同年10月から同年12月は18万円、18年1月は14万2,000円、同年2月、同年3月は18万円、同年4月は16万円、同年5月は14万2,000円、同年6月、同年7月は18万円及び同年8月は16万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成18年9月1日から20年2月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年9月から19年8月までは22万円及び同年9月から20年2月までは17万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は、当該期間のうち、18年10月から19年7月までの期間及び同年9月から20年2月までの期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年9月は12万6,000円、同年10月から同年12月までは16万円、19年1月は12万6,000円、同年2月から同年4月までは16万円、同年5月は15万円、同年6月、同年7月、同年9月は16万円、同年10月は13万4,000円、同年11月は16万円、同年12月、20年1月は15万円及び同年2月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成14年10月1日から20年3月1日まで
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間②及び③に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成15年7月は18万円、同年8月は13万4,000円、同年9月は18万円、同年10月は17万円、同年12月は16万円、16年1月は15万円、同年4月は19万円、同年5月は17万円、同年6月は19万円、同年9月は16万円、同年10月、同年12月から17年3月までは19万円、同年4月は17万円、同年5月は13万4,000円、同年9月は19万円、同年11月は18万円、18年1月は14万2,000円、同年2月、同年3月は18万円、同年4月は16万円、同年5月は14万2,000円、同年6月、同年7月は18万円、同年8月は16万円、同年9月は12万6,000円、同年10月から同年12月までは16万円、19年1月は12万6,000円、同年2月から同年4月までは16万円、同年5月は15万円、同年6月、同年7月、同年9月は16万円、同年10月は13万4,000円、同年11月は16万円、同年12月、20年1月は15万円及び同年2月は16万円とすることが妥当である。

また、平成17年6月から同年8月までの期間並びに同年10月及び同年12月については、給与明細書等の給与支給額及び社会保険料控除額を直接確認できる資料は無いところ、複数の元従業員に係る給与明細書を見ると、16年11月から17年9月までの期間及び17年10月から18年8月までの期間については、それぞれ一貫して同額の社会保険料が控除されていることが確認でき、申立人についても同様の取扱いであったと推認できる。

一方、当該期間に係る報酬月額についても資料が無いため不明であるところ、

申立人に係る給与振込口座の記録に、前述から推認できる社会保険料のみを加算した場合でも、求められる報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれの月についても前述の保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額又は上回る額であったと推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成 17 年 6 月、同年 7 月は 19 万円、同年 8 月は 15 万円及び同年 10 月、同年 12 月は 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 16 年 7 月、19 年 8 月については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と同額であるか、又は同記録より低額である。また、16 年 8 月については、前述の給与明細書等により厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、平成 14 年 10 月から 15 年 6 月までの期間、同年 11 月、16 年 2 月、同年 3 月及び同年 11 月については、厚生年金保険料控除額が確認できる資料が無い上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③については、A社から提出されたB給付一覧表から賞与支給額が確認できるが、同社の事務担当者は「B給付は寸志程度なので、保険料を控除していない。」と陳述しており、同表に記載のある他の同僚の給与明細書等からも当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成13年10月1日から18年9月1日までに係る申立人の標準報酬月額記録については、14年1月から同年4月まで、同年8月は30万円、同年10月から15年5月までは28万円、同年6月、同年7月は30万円、同年8月は34万円、同年9月から16年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は28万円、同年10月から17年3月までは30万円、同年4月、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは30万円、同年9月から18年4月までは28万円、同年5月は26万円及び同年6月から同年8月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の14万2,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤及び⑥については、申立人の標準賞与額記録を、8万9,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑦及び⑧に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額と異なる記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額記録を、平成19年7月10日は12万8,000円及び同年12月10日は18万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで
② 平成 13 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
③ 平成 15 年 7 月 10 日
④ 平成 15 年 12 月 10 日
⑤ 平成 16 年 7 月 9 日
⑥ 平成 16 年 12 月 10 日
⑦ 平成 19 年 7 月 10 日
⑧ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成 14 年 1 月から同年 4 月まで、同年 8 月は 30 万円、同年 10 月から 15 年 5 月までは 28 万円、同年 6 月、同年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 34 万円、同年 9 月から 16 年 7 月は 28 万円、同年 8 月は 26 万円、同年 9 月は 28 万円、同年 10 月から 17 年 3 月までは 30 万円、同年 4 月、同年 5 月は 28 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から 18 年 4 月までは 28 万円、同年 5 月は 26 万円及び同年 6 月から同年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から 20 年 2 月までは 26 万円

とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成14年5月から同年7月までの期間及び同年9月については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と同額である。

したがって、特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①及び申立期間②のうち13年10月から同年12月までの期間については、厚生年金保険料控除額が確認できる資料が無い上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳により、申立人が、当該期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の給与明細書等から確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成15年7月10日、同年12月10日、16年7月9日、同年12月10日は8万9,000円、19年7月10日は12万8,000円及び同年12月10日は18万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を届け出ておらず、当該保険料に係る納付

義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成14年10月1日から18年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、14年10月から同年12月までは30万円、15年1月は28万円、同年2月から同年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月から16年2月までは30万円、同年3月は28万円、同年4月から同年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月から同年12月までは30万円、17年1月、同年2月は28万円、同年3月、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月は30万円、同年7月から同年10月までは28万円及び同年11月から18年8月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成18年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年9月から19年8月までは30万円及び同年9月から20年2月までは34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の18年9月から19年8月までは11万8,000円及び同年9月から20年2月までは12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年9月から19年8月までは28万円、同年9月から同年12月までは32万円、20年1月は30万円及び同年2月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④、⑤及び⑥については、申立人の標準賞与額記録を、8万7,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑦及び⑧に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額記録を、平成19年7月10日は12万5,000円及び同年12月10日17万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで
② 平成 14 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで
③ 平成 15 年 7 月 10 日
④ 平成 15 年 12 月 10 日
⑤ 平成 16 年 7 月 9 日
⑥ 平成 16 年 12 月 10 日
⑦ 平成 19 年 7 月 10 日
⑧ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に支払われた賞与について、標準賞与の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社及び申立人提出の給与明細書並びに同社提出の賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成 14 年 10 月から同年 12 月までは 30 万円、15 年 1 月は 28 万円、同年 2 月から同年 7 月までは 30 万円、同年 8 月は 28 万円、同年 9 月から 16 年 2 月までは 30 万円、同年 3 月は 28 万円、同

年4月から同年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月から同年12月までは30万円、17年1月、同年2月は28万円、同年3月、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月は30万円、同年7月から同年9月までは28万円、同年11月、18年1月から同年8月までは30万円、同年9月から19年8月までは28万円、同年9月から同年12月までは32万円、20年1月は30万円及び同年2月は32万円とすることが妥当である。

また、平成17年10月及び同年12月については、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料が無いところ、その前後の期間に係る給与明細書等から判断して、いずれの期間もその前後の期間と同額程度の給与支給額及び保険料控除額であったと考えられることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、同年10月は28万円及び同年12月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、厚生年金保険料控除額が確認できる資料が無い上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間⑤、⑥、⑦及び⑧については、A社提出の賞与明細書並びに同社提出の賃金台帳により、申立人が、当該期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与明細書等の厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月9日、同年12月10

日は8万7,000円、19年7月10日は12万5,000円及び同年12月10日は17万9,000円とすることが妥当である。

また、申立期間③及び④については、厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料は無いところ、申立人に係る所得税源泉徴収簿を見ると、賞与額及び当該賞与額に係る厚生年金保険料を含む社会保険料等控除額が確認できることから、申立人の標準賞与額を、8万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を届け出ておらず、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成17年12月20日は18万4,000円、18年7月25日は19万5,000円、同年12月22日は19万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月25日
③ 平成18年12月22日

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社における被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答をもらった。申立期間に賞与は支給されており、厚生年金保険料も控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市から提出された申立人に係る平成18年度及び19年度の住民税課税基礎資料、申立人から提出された給与及び賞与の振込先口座の預金通帳の写し並びに申立人と同職種の同僚から提出された賞与明細書及び給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③について、賞与の支給を受け、その主張する標準賞与額（平成17年12月20日は18万4,000円、18年7月25日は19万5,000円、同年12月22日は19万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの、回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得な

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年11月30日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間の給与額は60万円であったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年11月30日、以下全喪日という。）より後の平成10年1月7日付けで、8年10月1日に遡って30万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社において、全喪日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している7人（申立人を除く。）のうち4人についても、申立人と同様に、平成10年1月7日付けで、8年10月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社において、申立期間に厚生年金保険被保険者の記録の有る従業員全員（12人）に事情照会し、回答の有った5人のうち4人は、「申立期間当時は、会社の経営が不振であった。」旨陳述している上、そのうちの1人で経理事務を担当していた者は、「申立期間当時、社会保険料を滞納しており、事業主が度々社会保険事務所へ滞納の件についての話し合いに行っていた。」旨陳述している。

加えて、申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられている元従業員は、「遡

及減額訂正された平成8年10月1日の前後を通じ、業務内容及び勤務形態等に変化はなかった。給与支給額も資格を喪失するまでの間に変化はなかった。」旨陳述していることから、前述の遡及減額訂正処理が事実即したものであったとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成8年10月1日に遡って標準報酬月額の見直しを行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。私は申立期間も退職することなく、継続して同社C支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、複数の同僚の陳述、同僚から提出された給料明細書及び市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書（昭和34年度分）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、これを確認できる資料等はないものの、B社が、「申立期間当時、従業員の社会保険は、A社D本社で一括して加入させていたが、同社C支店が新規適用事業所となったことに伴い、同支店の在籍者については、同社D本社での資格を喪失させた。」と回答しているところ、オンライン記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日が、昭和34年9月1日であることから、同社における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33

年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、事業主が昭和33年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から34年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。私は申立期間も退職することなく、継続して同社C支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、複数の同僚の陳述、同僚から提出された給料明細書及び市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書（昭和34年度分）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、これを確認できる資料等はないものの、B社が、「申立期間当時、従業員の社会保険は、A社D本社で一括して加入させていたが、同社C支店が新規適用事業所となったことに伴い、同支店の在籍者については、同社D本社での資格を喪失させた。」と回答しているところ、オンライン記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日が、昭和34年9月1日であることから、同社における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33

年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、事業主が昭和33年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から34年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。私は申立期間も退職することなく、継続して同社C支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、複数の同僚の陳述、同僚から提出された給料明細書及び市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書（昭和34年度分）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、これを確認できる資料等はないものの、B社が、「申立期間当時、従業員の社会保険は、A社D本社で一括して加入させていたが、同社C支店が新規適用事業所となったことに伴い、同支店の在籍者については、同社D本社での資格を喪失させた。」と回答しているところ、オンライン記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日が、昭和34年9月1日であることから、同社における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33

年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、事業主が昭和33年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から34年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和52年11月16日であると認められることから、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年11月16日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月15日から同年11月16日まで
厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。
申立期間は、A社本社から同社B支店へ異動した時期であり、転勤に伴い適用事業所が変更になっているが、雇用関係は継続しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の社員カード(労働者名簿)及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B支店保管の人事記録を見ると、「昭和52年11月16日本社より転入」の記載が確認できること、及び当該人事記録において申立人と同日で同社B支店に転入していることが確認できる者の厚生年金保険の被保険者記録を見ると、異動前の事業所において昭和52年11月16日に被保険者資格を喪失し、同社B支店において同日付けで被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人の同社本社における資格喪失日は、同社B支店に異動した同年11月16日と認められる。

なお、本件の申立期間については、申立期間の後の資格取得日が属する月と同一月であることから、今回のあっせんによっても厚生年金保険の被保険者月数に変更は無く、年金給付額に影響を及ぼすものではない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成15年5月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間のうち、平成16年8月10日は12万3,000円、同年12月20日は21万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年1月1日から16年1月1日まで
② 平成16年8月10日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年8月10日
⑤ 平成17年12月20日

私は、昭和63年4月にA社に入社し、B職として平成24年1月まで勤務していたが、15年の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から逆算した標準報酬月額と、年金事務所に記録されている申立期間①の標準報酬月額に差があることに納得できないので、保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②、③、④及び⑤に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに基づく標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる報酬月額から、申立期間①のうち、平成15年5月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成15年1月から同年4月までの期間及び同年6月から同年12月までの期間については、給与明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額か、又はこれを下回っていることから、特例法による保険給付の対象とならないため、あつせんは行わない。

次に、申立期間②の標準賞与額については、申立人提出の平成17年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書に記載の社会保険料額等から算出した保険料控除額から12万3,000円とし、申立期間③の標準賞与額については、申立人提出の賞与支給明細書で確認できる賞与額から21万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年8月10日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④及び⑤については、申立人は、「申立期間④及び⑤の賞与は、B給付という名目で、給与の一部として支給されたと思う。」と陳述しているところ、事業主も、「平成17年中は賞与を支給していないと思うが、仮に支給していたとしても、給与と合わせて手当の一部として支給していたと思うので、保険料は控除していないはずである。」と陳述しており、平成18年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書を見ても、記載されている平成17年の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額を基に算出した社会保険料

の合計額を下回っている。

このほか、申立期間④及び⑤について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④及び⑤について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における標準賞与額に係る記録については、平成17年3月14日は65万円、18年4月24日は78万3,000円、19年3月8日及び20年2月12日は76万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月14日
② 平成18年4月24日
③ 平成19年3月8日
④ 平成20年2月12日

私が所持するA社の給料支払明細書を見ると、申立期間①、②、③及び④の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

給料支払明細書を提出するので、申立期間①、②、③及び④の標準賞与額の記録を反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③及び④の標準賞与額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成17年3月14日は65万円、18年4月24日は78万3,000円、19年3月8日及び20年2月12日は76万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年3月14日、18年4月24日、19年3月8日及び20年2月12日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C業務部における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月2日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
申立期間の時期に、A社C業務部(D支店)から同社E支店へ異動したが、申立期間は、同社D支店において継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(A社C業務部から同社E支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人はA社D支店が廃止されるのに伴い、同社E支店へ異動したと陳述しているところ、同社E支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年5月2日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社C業務部における昭和32年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は残っていないが、会社の責任である可

能性が高い旨回答していることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 32 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和50年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月21日から同年12月21日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が空白となっている。申立期間は、同社D本社から同社C支店に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の人事記録及び同社の人事担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和50年11月21日にA社D本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和50年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年7月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から9年4月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されている。当時の給与振込額が記録された預金通帳などを提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年7月1日から8年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、申立人の主張する44万円と記録されていたところ、同年3月12日付けで、7年7月1日に遡って9万2,000円に引き下げられている。

しかし、申立人提出の預金通帳を見ると、当時の給与振込額は、遡及訂正後の標準報酬月額（9万2,000円）を大きく上回っていることが確認できる。

また、申立人のほかにも、A社における複数の被保険者が、申立人と同日付けで遡って標準報酬月額を引き下げられているところ、当時の事業主は、「保険料の滞納額を減らすため、従業員の標準報酬月額を遡って最低等級で届け出るようにと社会保険事務所から指導された。」と陳述していることから、申立人らについて、実態に反した標準報酬月額の遡及訂正処理が行われたと考えられる。

なお、商業登記簿謄本により、申立人はA社の役員ではなかったことが確認できる上、当時の事業主及び複数の元従業員は、「申立人はB業務を担当しており、社会保険事務には関与していなかった。」と陳述しており、ほかに申立人が当該遡及訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

い。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、当該処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該期間の標準報酬月額について有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成8年10月1日から9年4月30日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）において、9万2,000円と記録されているところ、当該定時決定処理については、上記遡及訂正処理との直接的な関係を認め得る事情は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとはいえない。

また、当時の事業主は、「社会保険事務所の指導により最低等級の標準報酬月額を届け出た後は、最低等級の標準報酬月額に見合った保険料しか控除していない。」と陳述しており、当時の社会保険事務担当者も、同様の陳述をしている。

さらに、預金通帳の記録により、当該期間も給与振込額はオンライン記録の標準報酬月額を大きく上回っていることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額については確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成6年4月は32万円、同年5月から同年7月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から6年4月1日まで
② 平成6年4月1日から同年8月1日まで
③ 平成7年2月1日から同年4月1日まで

私は、平成元年4月1日に正社員としてA社に入社し、B部門の責任者を務めていたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が6年4月1日となっている。申立期間①も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、A社での給与額については、入社の際、総支給額35万円程度、社会保険料等を控除した後の手取額で30万円程度との条件で同社と合意し、この条件は退職まで変わらなかったが、申立期間②の標準報酬月額が30万円となっており、納得できない。申立期間②の一部に係る給料支払明細書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間③については、被保険者資格の喪失日が事実と異なっている。平成7年に発生した災害の直後にA社の従業員として行った事業を覚えており、同社の退職日は同災害の2か月以上後であるのに、同年2月1日に被保険者資格を喪失したこととなっている。申立期間③も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

なお、申立期間①及び③における勤務を証する資料として、C県発行の「許可申請者(法人の役員)の略歴書」を提出する。この資料は、私がC県

にD業務の許可申請を行った際に発行されたものであるが、私が申立期間①及び③にA社で勤務していたことが記載されており、同県が当該事実を認めていることから、当然厚生年金保険にも加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票で確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成6年4月は32万円、同年5月から同年7月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間①について、同僚の一人が、「申立人は、平成2年6月頃からA社に勤務していたと思う。」と具体的に陳述していることなどから判断して、申立人は、申立期間のうち、少なくとも平成2年6月以降について、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えを見ると、申立人の資格取得日は平成6年4月1日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、事業主及び元従業員の一人名は、厚生年金保険には希望する従業員のみ加入していたとしており、当該元従業員が名前を挙げた同僚のうち、厚生年金保険の加入記録が見当たらない者もいることから、A社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人について事業主は、「申立人は入社の際、給与手取額が減るとの理由で社会保険に加入しないことを希望したので、厚生年金保険には加入させず、保険料も控除しなかった。その後、申立人は、結婚及び子供の出生などの事情により、社会保険への加入を希望したため、厚生年金保険等の加入手続を行い、保険料控除を開始した。」と陳述しているところ、申立人の戸籍謄

本を見ると、被保険者資格の取得日の8日前である平成6年3月*日に婚姻、同年*月*日に第一子出生となっており、事業主の陳述と符合している。

申立期間③については、事業主は、申立人の退職日は厚生年金保険の加入記録どおりの平成7年1月31日であるとして、申立人が退職することとなった経緯及び時期について具体的に陳述している上、回答のあった同僚からも、申立人の申立期間③における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

また、申立人の雇用保険の加入記録を見ると、離職日は厚生年金保険の加入記録と符合する平成7年1月31日となっている上、申立期間③途中の同年2月24日に求職の申込みを行っていることも確認できる。

なお、申立人は、B県が発行したとする「許可申請者(法人の役員)の略歴書」を提出し、申立期間①及び③にA社で勤務していたことが記載されているので、厚生年金保険にも加入していたはずであると主張しているが、B県は、「略歴書に記載の事業所において、申請者が厚生年金保険に加入しているかどうかまでは確認していない。」と回答していることから、当該略歴書の記載をもって申立期間①及び③における厚生年金保険の加入を認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月31日から同年2月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内を受け、自身の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B営業所から同社C営業所に異動した際の加入記録が無いことが分かった。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の陳述等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和46年2月1日にA社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和45年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は関連資料が無いため不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和46年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月30日から同年11月1日まで
A社からB社に組織変更された時期である申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が空白となっている。
上記両社は関連会社であり、申立期間もA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、異動先のB社は昭和52年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立人は申立期間において引き続きA社で厚生年金保険の被保険者となるべきであったと考えられることから、同社での資格喪失日を同日とするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の昭和52年10月の定時決定の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月30日から同年11月1日まで
A社からB社に組織変更された時期である申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が空白となっている。
上記両社は関連会社であり、申立期間もA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の在籍証明書及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和52年11月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の昭和52年10月の定時決定の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和38年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月15日から同年4月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私もA社C支社から同社B支社に異動した際の申立期間が、厚生年金保険の未加入期間であることが分かった。私は、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ事業所に勤務していた同僚の陳述から、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し（A社C支社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和38年3月上旬にA社B支社に赴任したと陳述していること、及び同社B支社の複数の同僚が、申立人は同年3月中から同支社に勤務していたと陳述していることから、同社C支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日の同年3月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額についてはA社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和38年4月1日の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当時の資料を保存しておらず、申立人のA社における勤務及び厚生年金保険に係る届出並びに保険料の控除及び納付については不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年1月1日から8年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（昭和61年4月*日付けで、B社から商号変更）における資格取得日に係る記録を6年1月1日に、資格喪失日を8年6月1日に訂正し、6年1月から7年11月までの標準報酬月額を34万円、同年12月から8年5月までの標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成6年1月から8年5月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月2日から59年1月10日まで
② 昭和60年6月1日から平成8年6月1日まで

私は、昭和49年5月1日にB社で厚生年金保険被保険者の資格を取得してから、平成8年6月1日まで継続して同社で勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。

申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社提出の申立人に係る人事カルテを見ると、申立人は、昭和45年12月に入社し、申立期間①及び②を含め現在に至るまで同社に在籍していることが認められる。

また、申立期間②のうち、平成6年1月1日から8年6月1日までの期間について、A社提出の申立人に係る6年分、7年分及び8年分の源泉徴収票によると、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上述の源泉徴収票において確認できる保険料控除額及び報酬月額から平成6年1月から7年11月までは34万円、同年12月から8年5月までは15万円とすること

が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、仮に事業主が資格を取得した旨の届を行った場合には、その後に資格を喪失した旨の届を行い、また、算定基礎届も行われたと考えられるところ、これらのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常処理では考え難いことから、事業主から資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年1月から8年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①及び②のうち、昭和60年6月1日から平成6年1月1日までの期間については、上述のとおり、A社に在籍していることが認められる。

しかしながら、A社は、「平成15年4月まで総務及び会計を担当していた先代社長が亡くなり、申立人に係る人事カルテ及び6年分から8年分までの源泉徴収票以外に当時の資料は残っていないことから、申立人の資格の取得及び喪失並びに保険料控除等については不明である。」旨回答している。

また、複数の元同僚は、「申立人がB社で勤務していた記憶はない。」旨の陳述をしており、別の複数の元同僚は、「時々出勤する程度であった。」旨の陳述をしており、申立人は、継続的な勤務でなかったことがうかがえる。

さらに、B社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間①中の昭和52年3月18日及び56年5月26日の2度にわたり、また、申立期間②直前の60年5月20日及び申立期間②中の61年5月20日、同年10月29日の3度にわたり社会保険事務所の総合調査が実施されていることが確認でき、仮に当時、申立人が厚生年金保険被保険者資格の要件を満たしていながら未加入であったならば、この時点において社会保険事務所から何らかの改善指導が行われていたと考えられる。

このほか、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から27年1月31日まで

母の厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社C事業所における基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が有るものの、資格喪失日が不明であるため、基礎年金番号に統合できないとの回答を受けた。

父が亡くなる少し前までC事業所の社宅に入居して、D職として勤務していたと思うので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてC事業所にD職として勤務し、社宅に入居していたとしているところ、申立人と同姓同名かつ生年月日も同じ者の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）があり、同事業所における資格取得日は昭和19年6月1日と記載されているものの、資格喪失日は記載されていない。

また、C事業所に係る最も古い健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は記載されていないが、同名簿は、i)昭和21年4月1日以前の標準報酬月額の改定が記録されていない被保険者が多数存在していること、ii)健康保険番号は、同年4月1日以降に被保険者資格を取得している者からは欠番が無いこと等から、同年4月頃に編纂された^{へんさん}と推認される。

さらに、前述の被保険者名簿の先頭ページを見ると「払出名簿、事業所名簿等、戦災により焼失」と記載されている上、複数の同僚に係る旧台帳に「全期間に対応する名簿 20. 7. 9 (焼失)」と記載されていることが確認できることから、戦災により焼失した被保険者名簿の復元が十分になされていないと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、厚生年金保険法が昭和 19 年 6 月に施行されたことに伴い、申立人が同年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められるところ、同年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間は、同法の適用準備期間として被保険者期間に算入しない期間であり、保険料の徴収は同年 10 月から開始することが定められていることから、申立人の資格取得日は同年 10 月 1 日、資格喪失日は 21 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和 44 年法律第 78 号)附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 21 年 4 月 1 日から 27 年 1 月 31 日までの期間について、B 社は、「申立人に係る資料は一切保存していない。」旨回答している。

また、C 事業所において申立期間に被保険者記録の有る者のうち、連絡先の判明した 204 人に照会し、112 人から回答を得たものの、申立人を知っているとする者はいない。

なお、申立人の子は、「父が亡くなる少し前まで社宅に入居していた。」と陳述しているものの、複数の元従業員は、「終戦後は、退職した後も引き続き社宅に入居し続ける者がいた。」旨陳述している。

このほか、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 39 年 3 月までの期間、同年 5 月から 41 年 12 月までの期間、44 年 1 月から 50 年 12 月までの期間、57 年 2 月及び同年 3 月、同年 6 月から 58 年 3 月までの期間、同年 4 月から 61 年 3 月までの期間、同年 4 月から平成 6 年 3 月までの期間、同年 4 月から 7 年 3 月までの期間並びに同年 4 月から 15 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 39 年 5 月から 41 年 12 月まで
③ 昭和 44 年 1 月から 50 年 12 月まで
④ 昭和 57 年 2 月及び同年 3 月
⑤ 昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月まで
⑥ 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで
⑦ 昭和 61 年 4 月から平成 6 年 3 月まで
⑧ 平成 6 年 4 月から 7 年 3 月まで
⑨ 平成 7 年 4 月から 15 年 2 月まで

私の国民年金の加入手続は私の母が行い、昭和 40 年 11 月に元妻と結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれた。

また、結婚後の国民年金保険料は、元妻に生活費を渡していたので、離婚するまでは元妻が納付してくれていた。

私は、昭和 57 年 2 月及び同年 3 月の 2 か月分、また、同年 6 月から 58 年 3 月までの 10 か月分の国民年金保険料を、当時、居住していた A 県 B 市で一括納付した記憶がある。

また、昭和 58 年度から 60 年度までの 3 年間は、免除とされているが、私は、60 歳になって初めて国民年金の免除制度を知ったのであり、私自身は当該免除の申請をしておらず、釈然としない。

平成 5 年度の国民年金保険料は、A 県 C 市年金課から来た集金人に保険料

が未納と説明されたことに何の疑いも持たず、同集金人の言われるまま 14 万円ないし 15 万円を納付した。それなのに納付記録が無い。

平成 6 年度の免除記録についても、私は免除申請など一切していない。

平成 14 年の年末頃、C 市の年金課から、私の 60 歳の最終年度分及び未納分の国民年金保険料に関する通知があり、後日、訪問してきた同市の集金人とのやり取りの中で、保険料を完納することが条件であると説明を受け、平成 13 年度及び 14 年度の保険料として、24 万円ないし 25 万円をその集金人に一括納付したことを明確に覚えている。

申立期間①から⑨までの国民年金保険料は、納付しているのに、未納又は免除とされていることに納得できない。

第 3 委員会判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 10 月に B 市において、申立人の元妻と連番で払い出されていることが確認でき、この頃に申立人の国民年金の加入手続が、その元妻と一緒に行われたものと推認される。

この場合、申立期間①、②及び③は、加入手続が行われるまでの間、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を遡及して納付することはできない。

なお、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、別の国民年金手帳記号番号が職権により、昭和 47 年に A 県 D 市において、申立人及びその元妻と連番で払い出されたものの、国民年金保険料の収納記録が無かったことから、同手帳記号番号は、B 市において払い出された手帳記号番号との重複を理由として、取り消されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間④及び⑤については国民年金保険料を一括で納付した、また、申立期間⑥については保険料の免除申請はしていないとそれぞれ主張する一方、申立人の元妻との婚姻後の申立人に係る保険料の納付は、その元妻が納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人及びその元妻に係るオンライン記録を見ると、昭和 51 年 1 月以降、元妻と離婚した平成 4 年 3 月までの間における夫婦の納付記録は、基本的に一致しており、元妻の申立期間④及び⑤における期間は、申立人と同様に未納、また、申立期間⑥における期間も、申立人と同様に申請免除となっているほか、昭和 61 年 4 月から平成 4 年 3 月に申立人と離婚するまでの間（申立期間⑦の一部に係る期間）、申立人と同様に未納となっていることがそれぞれ確認できる。

さらに、申立人に係る C 市の国民年金被保険者名簿の摘要欄を見ると、「不在処理 8 年 4 月 1 日 不明判明 年 月 日」と記されていることが確認でき、この事跡は、申立人について、平成 8 年 4 月 1 日以前から国民年金保険料

の納付が無く、同日付けで社会保険事務所(当時)が不在被保険者として管理することを示していることから、以後、保険料の収納事務が市町村から国に移管される14年3月まで、同市において申立人に納付書が発行されることも無く、集金人が保険料の収納のために訪ねることも考え難い。

加えて、申立期間⑨の一部は、基礎年金番号導入(平成9年1月)以後の時期であり、同番号に基づいて保険料の収納事務の電算化も図られていることから、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は低いと考えられる上、国民年金保険料の収納事務は、平成14年4月に市町村から国に移管されており、これ以降、市町村が保険料の収納を行うことは無く、申立人が同年の年末頃に、C市の集金人に申立期間⑨のうち、13年4月から15年2月までの保険料を納付したとする申立内容は、当時の実情と符合しない。

このほか、申立人は、申立期間①から⑦までのうち、その元妻と離婚するまでの間は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間①及び②のうち、昭和39年5月から40年10月までの国民年金保険料は、申立人の母が申立期間②のうち、同年11月から41年12月までの保険料並びに申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦のうち、申立人の元妻と離婚するまでの保険料は、元妻がそれぞれ納付したと申し立てているところ、その納付を担当したとされる申立人の母は既に亡くなっており、同じく申立人の元妻は、現在、申立人とは疎遠で協力を得ることができないことから、当時の具体的な納付状況等は不明である。

また、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨は合計380月に及び、このような長期間にわたり、かつ複数の行政機関において、申立人の納付記録が欠落する事務的過誤が生じたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年頃から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年頃から60年5月まで

私は、昭和52年4月頃、夫と暮らすために実家からA県B市に転居し、婚姻届は同年6月頃に同市に提出した。同市在住時は、国民年金の加入手続を行った記憶はないが、自宅に郵送されていた国民年金保険料の納付書を使って、57年頃から保険料を納付していた。保険料を納付した期間及び納付金額等については、具体的な記憶はないが、保険料の領収証書を保管していた記憶がある。

また、私は、昭和60年にA県C市に転居して間もない頃に、同居していた義母と私の名前が同姓同名であったことから、D名をE名に改名し、その後、同市役所の国民年金担当の窓口で、この氏名変更手続を行ったこと、及び61年4月の第3号被保険者への切替手続を行った記憶がある。

申立期間が未加入期間となっていることに納得できないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るC市の国民年金被保険者の電算記録を見ると、申立人の国民年金の任意加入の届出が、昭和60年6月24日に行われ、この届出時に、申立人の国民年金の初めての資格取得日が、申立人の20歳となる日の前日に遡っていることが、それぞれ確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年7月頃に払い出されたことが、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の記録から確認でき、この払出時期は、上述のC市の電算記録による申立人が初めて国民年金に任意加入した時期とも符合している。

この場合、申立期間は、婚姻後の任意の未加入期間であり、制度上、国民

年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、B市において国民年金の加入手続を行った記憶はなく、自宅に届いていた納付書を用いて国民年金保険料を納付していたと陳述しているところ、申立期間は、未加入期間であり、申立人に対してその義母と同姓同名であった「D名」で納付書が送付されることは無い上、申立人は、B市並びにC市での加入手続及び保険料納付の具体的な状況について、何も覚えていないとしており、新たな周辺事情を見いだすこともできない。

加えて、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより旧姓の「D名」を含めた各種の氏名検索を行ったほか、B市における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から60年9月まで

時期は覚えていないが、私の母が私の国民年金の加入手続を行い、加入後の20歳から21歳までの間の数か月分の国民年金保険料も納付してくれていた。

その後、母から国民年金保険料は自身で支払うように言われていたが、納付していなかった。

昭和60年頃、国民年金保険料の未納通知のはがきが届き、同年9月頃に200万円ほどの現金を持って、A県B市役所に保険料を支払に出向いた。

国民年金保険料の支払の際に、今までの未納保険料を全て支払いたいとB市役所の窓口で申し出たが、2年前までしか遡って納付できないと言われたので、金額は覚えていないが、2年間分の保険料を納付した。

それなのに、申立期間が未納期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年9月頃、申立期間の国民年金保険料をB市役所で納付したとしているが、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の記録から、同市から転出後の平成元年8月頃に行われたと推認できる。

この場合、当該加入手続が行われるまでは、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、加入手続時点では、既に時効が成立しており、保険料を遡って納付することもできない。

また、申立人は、B市役所で、遡って2年間の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、同市では、申立期間当時、過年度保険料の納付を希望する被保険者には同市窓口で国庫金納付書を手書きで発行していたものの、同市収

納窓口では過年度保険料を収納しておらず、郵便局（当時）で納付するように案内していたようだとしており、申立内容はこのことと符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、A県C市における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年12月までの期間及び51年5月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年12月まで
② 昭和51年5月から52年3月まで

私は、平成21年に年金の受給手続を行った際に、記録を確認したところ、2か所の国民年金加入期間の国民年金保険料が未納であることが分かった。いずれの期間とも、厚生年金保険適用事業所を退職して、実家の会社でアルバイトをしていた時期であった。

国民年金の加入手続を行った記憶はなく、納付書が送られてきたこと、及び納付した金額などの記憶もないが、A県B市役所の国民年金課の窓口で、何回か国民年金保険料を納めて領収証書を受け取ったような記憶はある。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、基礎年金番号導入（平成9年1月）以前に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらない上、B市の国民年金被保険者名簿が存在しないことから、申立人の国民年金の加入記録を確認することができない。

また、申立人が所持する年金手帳を見ても、厚生年金保険被保険者の記号番号があるのみで、国民年金手帳記号番号の記載は無く、申立期間①及び②に係る国民年金被保険者の資格得喪日が記載された「被保険者となった日」及び「被保険者でなくなった日」欄の下には、「15.8.22」の押印が確認できること、並びにオンライン記録及びB市保存の電算記録では、平成15年8月22日付けで、申立人が初めて国民年金保険料の免除申請を行っていることから、当該日

に申立期間①及び②が国民年金被保険者期間として遡って追加されたと考えられ、それまでは申立期間①及び②は国民年金の未加入期間とされ、申立人が国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をB市役所の窓口で納付したとしているが、戸籍の附票を見ると、申立期間①当時の申立人の住所はA県C市であることから、B市役所の窓口では納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人から申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から同年12月までの期間、11年4月、同年6月、12年1月及び同年3月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年10月から同年12月まで
② 平成11年4月
③ 平成11年6月
④ 平成12年1月
⑤ 平成12年3月から13年3月まで

私は、申立期間当時は大学生であり、A県B市の実家を離れて、C県内で下宿をしていた。そのため、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付については、全て父に任せており、私自身は全く関与していない。

父から、「加入後の国民年金保険料については、納付した月及び未納の月があったりした。しかし、息子がD社（当時）から採用内定を受け、過去に未納期間があると入社できないと息子から聞いたので、入社までに過去の未納期間の保険料を全て一括して納付した。」と聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、また、納付を担っていたとするその父親は、「加入後の保険料については、納付した月及び未納の月があったりしたが、申立人がD社から採用内定を受け、過去に未納期間があると入社できないと申立人から聞いたため、内定通知が届いた後の平成13年2月又は同年3月頃に過去の未納分を一括して納付した。」としている。

しかし、申立人のオンライン記録を見ると、国民年金の加入後に初めて国民年金保険料が納付された日は、平成13年2月26日であったことが確認できるものの、この納付日時点において、申立期間①の保険料は、時効により、遡つ

て納付することができない。

また、申立期間②、③及び④の各期間直後の国民年金保険料は、それぞれ時効到来月に1か月分がその都度、過年度納付されており、申立期間②、③及び④の各1か月分の保険料については、その納期を逸し、時効により保険料を納付できなくなった可能性を否定できない。

さらに、申立期間③、④及び⑤の直前の期間が、それぞれ過年度納付されている日は、いずれも申立人が入社した以降であり、このことは入社前に申立人の父親が納付したはずであるとする申立内容と符合しない。

加えて、各申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、平成13年2月又は同年3月頃に過去の未納保険料を一括して納付したとする以外、納付月数及び納付金額等について具体的に記憶しておらず、各申立期間の保険料の納付状況は明らかでない。

なお、E社（申立期間当時は、D社）では、「当時、入社に際して、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付の有無などは特に確認していなかったのではないか。」と回答している。

このほか、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の機械化が図られていた状況下において、申立期間の納付記録が全て欠落したとも考え難く、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年1月まで

私は、昭和63年秋頃から結婚する平成8年8月までの間、実家を離れてA県B市で、姉と二人暮らしをしていた。

国民年金の加入手続は、時期は覚えていないが、姉が自分たち姉妹の加入手続を行った。

加入当初の国民年金保険料については、姉妹のいずれかが、金融機関で、同居中の家賃及び公共料金等と一緒に、姉妹二人分の保険料を納付していた。

しかし、申立期間当時の国民年金保険料については、姉妹別々に納付するようになり、平成6年2月に厚生年金保険に加入するまでは、私自身が、毎月銀行窓口で納付書を用いて1万円ほどを納付していた。また、私が銀行窓口に行くことができない時は、納付書と保険料額を姉に渡し、姉が私の保険料を銀行窓口で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者の記録から、A県C市において、平成4年4月ないし同年5月頃に申立人の姉と連番で払い出されたものと推認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、C市発行の納付書で納付したと陳述しているが、平成4年度及び5年度の同市保存の国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、申立人の申立期間の保険料は未納とされており、申立期間に係る現年度納付を確認することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料に係る納付書は、当時姉妹が住んでいたB

市ではなく、住民票上の住所地であるC市へ送付されたはずであるが、納付書の入手方法等に係る申立人の陳述は曖昧である。

さらに、申立人と一緒に申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたとするその姉への事情を聴取することはできず、申立期間の保険料の納付に係る具体的な状況を確認することはできなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から4年3月まで

ねんきん特別便が届き内容を確認すると、記録が自身の記憶と違っていたため申し立てたところ、厚生年金保険の加入期間については記録が回復したが、申立期間の国民年金の加入期間については未納のままであった。

そこで、保管していた年金手帳を確認したところ、国民年金の手続等について記載されているA県B市の文書が挟んであった。多分、これを見て自身で国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金の加入手続を行った時期、場所及び国民年金保険料の納付方法等はよく覚えていないが、未納のまま放置しておくことは考えられない。

厚生年金保険の加入記録のように、申立期間の国民年金保険料の納付記録が抜け落ちていると思うので、しっかりと調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の手帳記号番号の記録からみて、B市において、平成5年2月頃に払い出されたものと推認でき、また、申立人が所持する年金手帳を見ても、氏名欄は旧姓ではなく、婚姻（平成4年4月）後の名字であるほか、住所欄にも婚姻後の住所が記載されていることから、申立人の国民年金の加入時期は同年2月頃であり、この加入時点より前においては、申立期間は、国民年金の未加入期間であったと考えられ、当該期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金第3号被保険者への種別変更処理日は、国民年金手帳記号番号の払出時期と一致する平成5年2月16日であり、また、その6日後の同年同月22日に過去の未納保険料の納付書が、申立人に対して発行されている事跡も確認できることから、申立人の納付記録等

からみて、この納付書は申立期間に対して発行されたものと推認され、申立人は、当該期間の国民年金保険料を現年度納付していなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、自身が所持する年金手帳に挟んであるB市の文書を大事に保管していることが、申立期間の国民年金保険料の納付の根拠であると主張するが、同文書は、国民年金の加入手続に関する簡単な説明及び手続等が記載されているのみであり、保険料の納付の根拠とは認め難い上、申立人は、納付場所、納付方法及び納付金額等は記憶していないとしている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年8月まで

20歳になったら国民年金に加入するように、母から厳しく言われており、また、私自身も国民年金に加入する義務があることを自覚していたため、最初に勤務した会社を平成2年7月に退職した後、すぐにA県B市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料について、当初は、金融機関の窓口で、送付された納付書に現金を添えて毎月納付していた。その後、時期ははっきりとは覚えていないが、同金融機関の口座振替での納付に変更したと思う。

申立期間直後の勤務先で年金手帳を紛失され、また、平成7年に現在の住所地に転居をした際、領収証書等は処分してしまったが、申立期間の国民年金保険料については、絶対に納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年7月に会社を退職後すぐにB市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号の被保険者の記録から、C県D市において、7年3月11日を国民年金被保険者の資格取得日として、同年5月頃に払い出されたと推認でき、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立期間当時の住所地であるB市では、申立人に係る国民年金被保険者名簿は見当たらない上、申立期間後の転居先であるD市保存の申立人に係る被保険者名簿を見ても、申立期間は未加入とされており、オンライン記録と符合する。

さらに、申立人が現在所持する年金手帳を見ても、申立人主張の平成2年7月に、会社を退職後におけるB市役所での加入手続がうかがえる事跡は無く、D市で7年5月頃に払い出された国民年金手帳記号番号等が記載されているのみである。

加えて、申立人及びその母親は、申立期間の国民年金保険料の納付金額及び納付書の入手方法等の記憶は明確ではなく、申立期間の保険料納付の具体的な状況を確認することができない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から48年3月まで

私は、私の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関わったことはないが、私の兄二人は私と同じ大学に在学中、それぞれ20歳の頃に国民年金に加入し、厚生年金保険に切り替わるまで、国民年金保険料を納付した記録になっている。

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付について、母に尋ねてみたところ、高齢のため、「兄の保険料が納付されているのであれば、同じように納付していたのではないか。」という程度で、詳しくは覚えていないようだ。

私一人だけ、申立期間が国民年金に未加入とされていることは納得できないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は学生の任意加入期間であり、国民年金保険料を納付するためには申立人が国民年金に任意加入し、申立期間当時に、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立人の当時の住所地を管轄するA年金事務所における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

この場合、申立期間は、国民年金の未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、これらを行ったのではないかとされる申立人の母親は、既に高齢のため、当時の具体的な状況は覚えていないとしており、詳細は不明である。

さらに、申立期間は2年10か月間と比較的長期間に及び、この間、国民年金の加入記録及び納付記録が、申立人についてのみ欠落することは考え難い上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から同年8月まで

私は、平成2年2月に転職し、転職先の会社が同年9月に厚生年金保険の適用事業所になるまで、国民年金に加入していた。その時の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付は、いずれも妻に任せていた。

その妻は、自身の国民年金への切替手続を漏れなく行っており、申立期間以外の私の国民年金保険料も忘れることなく納付しているので、申立期間の保険料だけを納付しなかったとは考えられない上、督促等の通知を受けたことも無い。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、基礎年金番号制度導入前の期間であることから、申立内容のとおり、申立人の平成2年2月の転職後に、その妻が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録により、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者記録は、平成18年2月22日になって遡って追加されていることが確認できることから、申立期間は、この記録が追加されるまで、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間であるとともに、記録が追加された時点において、制度上、時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとするその妻は、申立人の国民年金保険料を

納付したと陳述するのみであり、加入手続時の記憶は明確ではない上、妻が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から32年6月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社における被保険者期間が、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計7ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期(おおむね前後2年以内)に脱退手当金の受給要件を満たし、厚生年金保険被保険者資格を喪失した6人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、6人全員に支給記録が有り、資格喪失後5か月以内に支給決定されている上、申立人と資格喪失日が同日で、同一支給決定日の者が確認できるほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、保険給付欄に、脱退手当金を支給したことを示す「脱退手当金」の記載があり、同台帳に記載されている資格期間、支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致しているほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和32年8月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13552 (事案 4305、5909、9725 及び 11334 の再々々々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(平成6年12月*日にB社から名称変更、以下同じ。)に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていることが分かったので、年金記録確認第三者委員会に4回にわたり申立てを行ったが、主張どおりの記録の訂正には至らなかった。

今回が5回目の申立てになるが、元事業主は1回目の審議の時から、私の給与について、社会保険事務所の記録よりも高い給与を支払い、高い保険料を控除した旨の証言をしてくれているのに、その証言が当該委員会に正しく伝わっていなかった。

今回の審議については、元事業主の証言を踏まえた上で、当該委員会の基本方針に照らして、1回目の審議をやり直すつもりで再調査と再審議をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、過去の審議において、i) 給与明細書及び源泉徴収票などの関連資料が無く、申立人の主張する給与額及び保険料控除額を確認できない、ii) 申立期間に係る社会保険事務所の記録は、遡及訂正等の不自然な記録の訂正が行われた形跡は見当たらない、iii) 経理を担当していた者は、「従業員の給料から、不当に高い保険料を控除するような不正な処理は一切認めなかった。」と陳述していること等を理由として、平成21年10月2日付け、22年3月26日付け、23年1月28日付け及び同年6月17日付けで、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、元事業主の証言を踏まえた上で、1回目の審議をやり直すつもりで、再調査と再審議をしてほしいと主張している。

そこで、改めて、元事業主から聴取したところ、「申立人の申立期間における給与支給額は、社会保険事務所の記録よりも高かったと思う。」と陳述していることから、申立人が給与振込先として提示した口座について、銀行から取引履歴を入手し確認したところ、当該口座にA社からの給与振込は無く、また、申立人は、当該口座以外に給与振込先としていた口座は記憶にないとしていることから、当該事業主の陳述について確認できない。

また、前述の給与振込が無いことについて、申立人に事情照会を行ったところ、「申立期間当時、A社は経営不振で、給与は分割の上、現金で、しかも手渡しで受け取っていた。」と、これまでの申立てとは異なる陳述がされたことから、改めて複数の元経理担当者に照会したところ、「申立期間当時、A社従業員として在籍している者に係る給与について、経営不振を理由に分割したり、手渡しで支給することはなく、銀行振込の取扱いであった。」と陳述しており、申立人の陳述と符合しない。

次に、申立人は、「事業主が、滞納している保険料を圧縮するために、私の給与から従前どおりの高い保険料を控除しながら、社会保険事務所には低い報酬月額で届出していたため、オンライン記録は低い標準報酬月額となっている。」と主張しているところ、i) オンライン記録によると、平成5年4月に標準報酬月額が随時改定(減額改定)されているのは申立人一人だけであるところ、申立人の標準報酬月額の減額改定により縮減される保険料額は、年金事務所の提出資料に基づき、当委員会が試算した事業所全体の保険料額の1パーセントにも満たないこと、ii) 前述の試算結果によると、同年10月の事業所全体の保険料額は、申立期間の始期である同年4月と比べて約200万円増加しており、「申立人を含めた数十人の社員の給料を、実際よりも低く届け出て、保険料の納付額を減らしていくことを承認した。」とする事業主の陳述と符合しないこと、iii) また、事業主は、「申立期間においては、標準報酬月額を引き下げるために、自身の給料も低く届け出たはずである。」としているところ、事業主の標準報酬月額は従前どおりの最高等級のままであり、同人の陳述と符合しないこと、iv) 複数の経理担当者は、「社員の給与を改ざんして標準報酬月額を届出したことはなく、社会保険事務所から報酬引下げの指示など一度もなかった。」旨陳述していること等から判断すると、申立人が主張する当該事業所の滞納保険料の縮減と、申立人の標準報酬月額の減額改定について、関連性はうかがえない。

また、申立人の前述の「事業主が、滞納している保険料を圧縮するために、私の給与から従前どおりの高い保険料を控除しながら、社会保険事務所には低い報酬月額で届出していた。」とする主張について、複数の経理担当者は、「事業主から、『従業員給与から、届出額よりも不当に高い保険料額を控除

せよ。』との指示を受けた記憶はなく、経理担当者としてもそのような不正処理は一切認めなかった。」と陳述しているところ、複数の同僚が所持している申立期間当時の給与明細書を見ると、それぞれの保険料控除額に見合う標準報酬月額はいずれもオンライン記録とおおむね一致しており、元経理担当者の陳述と符合する。

さらに、これらの事情について、元事業主は、「A社の従業員は300人程度もあり、社会保険に係る事務は専ら経理担当者が行い、自身は関与していなかったので、申立人の申立期間における保険料控除額までは分からない。」旨陳述をしている。

次に、申立人は、「A社は、社会保険事務所の提案もあって、一部の従業員を対象に、一旦、退社の形をとり、国民健康保険に切り替えさせる等の方法で、滞納保険料を圧縮する方法をとった。」と陳述し、当該切替えの対象とされたとする元従業員の名字を7人挙げていることから、オンライン記録において当該同姓の者10人のうち、所在が判明した9人に事情照会を行ったところ、回答のあった3人全員が、「申立人が主張しているような事情は承知しておらず、国民健康保険への切替えもしていない。」旨の陳述をしている。

また、申立期間当時にA社において、厚生年金保険被保険者記録の有る者のうち、所在の判明した53人に照会し、10人から回答を得たところ、申立人を記憶していた6人のうち3人は、「申立期間とその前後の期間で、申立人の業務内容及び役職などが変わったという記憶はないが、申立人が申立期間において役員を辞任していたとの事情も承知しておらず、まして、申立人の申立期間における保険料控除額までは分からない。」旨の回答をしている。

さらに、申立期間当時にA社と顧問契約をしていたとする会計事務所及び同社破産時の破産管財人に照会したが、申立人の給与額及び保険料控除額を確認できる関連資料は保管してないとの回答があり、これらの者からも申立人の主張する給与支給額及び保険料控除額を確認できない。

加えて、日本年金機構Cブロック本部D事務センター及び事業所を管轄するE年金事務所は、「申立人の標準報酬月額について、オンライン記録と異なる額の届出があったことは確認できない。」旨の回答をしている。

このほか、今回、申立人からは、新たな資料等の提示は無い上、申立期間について、申立人が主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13553 (事案 2033、4983 及び 12497 の再々々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月1日から44年5月30日まで
② 昭和44年5月30日から46年6月30日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及び同社が社名変更した後のB社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、A社の元事業主二人及び申立期間当時の取引先からは、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できない等として、申立ては認められなかった。

今回、新たにA社の当時の取引先の電話番号が記載されているメモを提出するので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社での勤務実態が確認できず、また、申立期間において、i) 申立人に係る国民健康保険の加入記録が確認できる、ii) 申立人提出の昭和41年6月分、同年9月分及び同年11月分の給与支払明細書は同社発行のものと確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年8月8日付け、21年12月11日付け及び23年10月14日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間における自身の厚生年金保険の加入に係る陳述が得られるとして、B社の事業主の氏名及び取引先であったとする3社の社名を挙げているところ、B社の元事業主は所在不明であり、申立期間当時の取引先3社は、「申立人の申立期間における勤務については関連資料が無く、不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金

保険料控除を確認することはできない。

また、申立人が、保険料控除を示す資料として、2回目の申立てにおいて提出している昭和41年9月分及び同年11月分の給与支払明細書には、事業所名等の記載が無い。このことについて、申立人は、「申立期間当時の給与支払明細書には、事業所名及び事務担当者印が無いのが普通であった。」とし、そのことを証言してくれる者として二人の氏名を挙げているところ、当該二人は「当時の中小企業の給与明細書に、担当者印及び社名が無いことは普通であったが、申立人が勤務していたA社の給与支払明細書については分からない。まして、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除についてまでは承知していない。」旨回答しており、申立人提出の給与支払明細書が、A社発行のものであることは確認できなかった。

さらに、申立人は、申立期間同時に勤務していたことをうかがわせる資料として、「昭和41年11月21日と手書きで記入された請求書」及び「昭和41年10月13日と手書きで記入された納品書（控）」を提出しており、いずれの資料にも「A社」と印字されているところ、商業登記簿謄本によると、同社が法人となったのは当該日付けよりも後の昭和43年7月13日であり、当該資料が申立期間同時に作成されたものであるとは考え難い。

加えて、今回、申立人は、申立期間当時の取引先の電話番号が記載された電話帳の一部写しを提出しているが、当該資料をもって、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認することはできない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで
② 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 1 月 6 日まで

私は、昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年 3 月 10 日までは A 社で、同年 4 月 1 日から 47 年 7 月 30 日までは B 社（現在は、C 社）で、同年 8 月 1 日から 49 年 9 月 21 日までは D 社で勤務していたが、それぞれの事業所で勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

いずれの申立事業所においても、入社時から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から、申立期間①に同社での被保険者記録が確認できる 5 人のうち、所在が判明した者 1 人（元取締役）に照会したが回答は得られず、申立人の申立期間①における同社での在籍及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A 社は、昭和 50 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に係る商業登記簿及び被保険者名簿から、同社の事業主であったことが確認できる者も既に死亡しており、申立人の申立期間①における同社での在籍及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の加入記録は、同社における厚生年金保険の加入記録と整合している。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立期間②にB社に在籍していたとしている同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間②に同社に在籍していたことが推認される。

しかし、オンライン記録によると、B社は、昭和47年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所となっていない期間である。

また、C社は、「申立期間当時の関連資料は残存しておらず、申立人の申立期間における在籍及び厚生年金保険料控除の状況は不明である。」旨回答している。

さらに、B社に係る被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和47年2月1日に被保険者資格を取得している同僚で、同日よりも前に同社に入社したとする複数の同僚は、「B社が適用事業所となる前の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨陳述している。

申立期間③について、当時、D社に在籍していたとしている複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間③に同社に在籍していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、D社は、昭和48年1月6日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③は適用事業所となっていない期間である。

また、D社の継承会社であるE社は、「申立期間当時の関連資料は残存しておらず、申立人の申立期間における在籍及び厚生年金保険料控除の状況は不明である。」旨回答している。

さらに、D社に係る被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年1月6日に、同社で被保険者資格を取得している同僚で、同日よりも前に入社したとする同僚のうちの一人は、「D社が適用事業所となる前の給与から、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、給与明細等の資料は保存していない。」旨陳述しているものの、他の複数の同僚は、適用事業所となる前の給与からの厚生年金保険料控除について、「控除されていない。」あるいは、「分からない。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月1日から32年9月19日まで
② 昭和34年8月1日から37年4月1日まで

私は、昭和27年12月にA社に入社後、B職に携わっており、28年8月に上司と入れ替わりで同社C支店（現地法人名は、D社）に転勤となった。32年*月*日に私の長男がE市内で生まれているので、申立期間①に同社C支店に勤務していたのは間違いない。

その後、途中で日本に一時帰国したことはあったが、昭和37年4月にF社に転職するまでA社C支店で勤務したのは間違いない。

時期は覚えていないが、A社本社の経理担当者から「A社C支店に転勤した場合、現地法人のD社に転職扱いとしており、社会保険には加入しない。」と聞いたことがあるので、申立期間①及び②において、厚生年金保険料は控除されていなかったかも知れない。

しかし、海外転勤中に資格を喪失させられたことは納得できないので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の回答及び戸籍謄本に記載されている子の出生地から、申立人が申立期間①において同社C支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和29年12月1日に一旦、適用事業所ではなくなっており、その後、31年1月*日に設立されたA社で同年2月1日に再び適用事業所となっていることから、その間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主及び上記の経理担当者は、いずれも既に亡くな

っているため事情照会できない上、A社は、「申立期間当時の資料は既に廃棄済みであり、詳細については不明である。」旨回答していることから、申立人の申立期間①における保険料控除を確認できない。

さらに、i) A社に係る前述の被保険者名簿によると、申立人は、当時の健康保険法第62条第1項（海外赴任等の理由から、健康保険給付制限の対象となる事項）に該当した旨の記載がある日から約2か月後の昭和28年8月1日に資格を喪失していること、ii) 申立人と同じG職だったとする同僚は、「転勤前、会社から現地法人に転職扱いとなるので、厚生年金保険には加入せず、保険料も控除しないと聞いた。」旨陳述しているところ、当該同僚は、同社C支店に勤務したとする32年6月1日から35年1月18日まで厚生年金保険に加入していないことが確認できること、iii) 申立人及び上記の同僚は、いずれも「A社C支店に転勤中は、給与は現地法人のD社から支給されていた。」旨陳述していることから、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが推認できる。

加えて、申立人がA社C支店で一緒に勤務したとする同僚5人（上述の同僚を除く。）のうちの3人は、申立期間①当時、最短で10か月、最長で8年10か月、厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

申立期間②について、申立人は、「A社と資本提携したH社の規定により、昭和32年9月から34年7月までA社C支店に勤務しながら、同社で厚生年金保険に再加入したが、資本提携の解消後も、転職する37年3月頃まで同社C支店に勤務した。」旨陳述しているところ、上述の同僚は、「申立人は、私がA社C支店に勤務していた時に、F社に転職した。その後、私は、A社C支店で約半年間勤務し、昭和35年1月に帰国した。」旨陳述していることから、申立人は、昭和34年の夏頃にはA社を退職していたことが推認できる。

また、A社に係る前述の被保険者名簿によると、申立人に係る昭和34年から38年までの定時決定の記録が遡及訂正されていることが確認できる。この遡及訂正の事跡を見ると、i) 備考欄には、「漏」の押印が4年分（昭和35年から38年まで）確認できること、ii) 申立人に係る34年10月の定時決定は、前年の定時決定から変動していることから、当該定時決定は、事業主による算定の届出に基づき決定されたものであることが推認できる。しかし、35年から38年までの定時決定は、同期間に被保険者記録の有る15人のうち、最高等級の5人を除く10人は、いずれも標準報酬月額が変動しているにもかかわらず、申立人の標準報酬月額は、34年の定時決定以降の標準報酬月額に変動が無いこと、iii) 日本年金機構Iブロック本部J事務センターは、申立人の定時決定について、「昭和35年から38年まで事業主による届出漏れがあり、同年10月以降に、申立人の資格喪失日を34年8月1日まで遡って届出したと思われる。このような場合、保険者（社会保険事務所）は、その事実を確認し

た上で、遡及訂正の処理を行う。」旨回答していることから、同社による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失手続が遅滞していたことが推認できる。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間②に被保険者記録が有る元従業員のうち、上述の同僚を除く所在判明者9人に文書照会を行ったところ、昭和36年11月25日付けで、当時の健康保険法第62条第1項に該当した旨の記載があり、当時、同社C支店で勤務していたとする同僚を含む回答者5人全員が申立人を記憶していないため、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除を確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月1日から43年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和48年11月1日から平成10年4月16日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月1日から43年11月1日まで
② 昭和48年11月1日から55年10月1日まで
③ 昭和55年10月1日から平成10年4月16日まで

年金事務所からのお知らせによると、A社において、厚生年金保険の被保険者としての資格を取得した昭和40年5月15日における標準報酬月額は、2万6,000円であったが、その年の定時決定で2万円となり、その後申立期間の約3年間は同額のままとされている。しかし、当時は日本経済の発展期であり、申立期間①における減額は考えられない。

また、申立期間②及び③の時期は、B社の専務取締役又は代表取締役として、会社の業務全般について関与しており、当時の自身の標準報酬月額は当時の最高等級であったと記憶しているが、その記憶する額は、記録されている額と違っている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その弟がA社の責任者であったと陳述しているところ、弟は、同社における申立期間当時の賃金台帳等、保険料控除を示す資料を保存していないとしており、申立人も給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間①における給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、前述の申

立人の弟の同社における申立期間当時の標準報酬月額は、申立人の記録と同額で推移しており、同名簿の申立人に係る記載内容に不自然な点は見当たらない上、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する給与支給額に見合う厚生年金保険料が、給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②及び③について、申立人は、「申立期間②及び③当時、B社における自身の標準報酬月額は最高等級で、その額は、昭和 60 年頃で 62 万円ぐらいであったと記憶している。」と申し立てている。

ところで、オンライン記録を見ると、申立人の昭和 60 年の定時決定時の健康保険に係る標準報酬月額は 62 万円、厚生年金保険に係る標準報酬月額は 41 万円であることが、それぞれ確認できるところ、当時の厚生年金保険法に定める標準報酬月額の上限である最高等級の標準報酬月額は、41 万円である。

また、オンライン記録を見ると、申立期間②及び③における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、いずれも、その当時の厚生年金保険法に定める標準報酬月額の上限である最高等級の額であることが確認できる。

したがって、申立期間②及び③について、申立人の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

なお、申立人は、「全ての被保険者期間における各標準報酬月額の平均額を基礎にして、年金額が算定されることに不満がある。この算定では、物価の安い時代の標準報酬月額まで算定の基礎となり、不利になるので現在の上限額又は、仕事を辞めた平成 10 年 4 月の最後の時点での上限額で年金額を計算してほしい。」旨主張しているが、当委員会は、そのような厚生年金保険の取扱いの是非について調査、審議及び判断する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月頃から 45 年 5 月 1 日まで

私は、高等学校を卒業した直後の昭和 44 年 4 月に A 社に入社し、45 年 6 月まで継続して勤務していた。

しかし、A 社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 45 年 5 月 1 日となっており、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、A 社は、平成 8 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、「私は申立人を記憶しておらず、当時の資料も保存していないので、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況については不明である。」と回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者であったことが確認できる者 7 人のうち、所在の判明した 5 人に照会し 3 人から回答を得たが、いずれの者も申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務の状況等を確認できなかった。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額に比べて低く記録されている。特に、昭和 53 年 2 月 1 日から 58 年 7 月 1 日までの標準報酬月額が、前後の期間に比べて 7 万円ないし 8 万円も低くなっている。

私は事業主の子で、昭和 53 年頃からはA社のB職を務めていたので、同社本社から指示された保険料額を自ら自身の給与から控除し、給与明細書も作成していたが、給与額及び保険料控除額が下がった記憶はなく、社会保険の届出を担当していた同社本社からそのような連絡を受けたこともない。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主である申立人の父及び兄は既に死亡している上、申立期間途中の昭和 53 年頃からは、B職として自身の給与明細書を作成していたとする申立人も、給与明細書等を保管していないため、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者であったことが確認できる者 25 人のうち、所在の判明した 17 人に照会し 13 人から回答を得たが、当時の給与明細書を保管している者はいない

め、同社における申立期間当時の保険料控除の状況も確認できなかった。

さらに、上記被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及訂正されたなどの不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から 3 年 7 月 1 日まで

私は、平成 2 年 7 月中旬頃から 3 年 6 月末日まで、A 社に派遣社員として登録し、派遣先の B 社 C 支店で勤務していた。

当時、A 社の担当者から、入社後一定期間を経過した時点から健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入できる旨の説明を受けており、申立期間は給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人提出の預金通帳の記録及び同僚の陳述から、申立人が申立期間において、A 社に派遣社員として在籍し、派遣先である B 社 C 支店で勤務していたことが認められる。

しかし、A 社で社会保険事務を担当していた者は、「当時、派遣社員は、3 か月以上勤務した者で、かつ、本人の希望があった場合に厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているほか、「当時、A 社では、6 人の正社員と 200 人程度の派遣社員が勤務していた。」としているところ、オンライン記録を見ると、申立期間中の同社における被保険者数は 13 人であることから、同社では申立期間当時、必ずしも全ての派遣社員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立人と同じく A 社に在籍し、派遣社員として勤務していた複数の同僚は、「勤務期間が長期になったため、A 社に健康保険及び厚生年金保険への加入を希望したが、会社は消極的な態度であった。加入していない期間の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

さらに、A 社の親会社で申立人の派遣先であった B 社及び A 社の後継会社で

あるD社はいずれも、「当時の関係資料を保管していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無については不明である。」と回答している。

加えて、E市の記録によると、申立人は、申立期間と重なる平成元年4月4日から5年4月8日まで、国民健康保険に加入している。

なお、申立人は、申立期間においてA社で雇用保険に加入しているが、申立人と時期は異なるものの、申立人と同じく同社からの派遣社員としてB社の支店に勤務していた者も、勤務期間にA社で雇用保険に加入している一方で、厚生年金保険には加入せず国民年金保険料を納付していることから、同社では、必ずしも全ての派遣社員を雇用保険と厚生年金保険に同時に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 1 日から 45 年 4 月 20 日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、夫がA社でB職として勤務していた期間の被保険者記録が無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に、A社に勤務していた複数の同僚の陳述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、平成 17 年 3 月 * 日に破産しており、当時の初代事業主も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る勤務形態及び保険料控除等について確認することができない。

また、A社の二代目の事業主は、「申立人がC職請負として、A社の仕事をしていたことは覚えているが、当時の資料は残っていないことから、申立人が同社において、厚生年金保険に加入していたか否かについては分からない。しかし、私の知り得る限り、同社で仕事をしていた請負で、厚生年金保険に加入していた者はいなかったと記憶している。」旨陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録の有る者 32 人のうち、所在の判明した 16 人に照会し、10 人から回答を得られたところ、そのうちの 5 人は、「申立人は、A社の社員ではなく、請負だった。」旨陳述しており、別の 1 人は、「申立人がC職として仕事をしていたことは覚えているが、C職は全て請負が行っていたはずで、請負がA社で厚生年金保険に加入していたとは考えられない。」旨陳述している。

加えて、申立人が同僚として名前を挙げた二人について、A社での厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないことから、同社では申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和20年10月1日から同年12月1日まで

昭和20年3月に学校を卒業し、同年4月1日にA社B事業所（現在は、A社）に入社した。

A社B事業所に勤務中に終戦となり、多数の社員は、昭和20年9月末で退職したが、私は残務整理等で同年11月末頃まで同社で勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、私のA社B事業所での勤務期間のうち、申立期間①及び②が、厚生年金保険の被保険者とはなっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和20年3月に学校を卒業して、同年4月1日にA社B事業所に入社した旨申し立てている。

そこで、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に昭和20年5月1日に同社で被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したところ、回答の有った23人全員が、同年4月に同社に入社したと陳述していることから、申立期間当時の同社では、同年4月に入社した者について、同年5月1日付けで厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

また、上述の23人の同僚のうちの1人は、「A社B事業所に入社してからの1か月ほどは教育期間のようなものであり、正式に同社の職員となったのは昭和20年5月1日からではないかと思う。ただし、当該1か月間に厚生年金保険料が自身の給与から控除されていたかどうかは分からない。」旨陳述している。

さらに、A社は、「当時の資料等は廃棄済みのため、申立期間における申立

人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等は不明である。」旨回答している。

申立期間②について、申立人は、A社B事業所に継続して勤務していた旨申し立てている。

しかし、上述の被保険者名簿において、申立人と同日に被保険者資格を取得している記録となっている上述の同僚23人は、いずれも申立人のことを知らない旨回答しており、申立人が申立期間においてA社B事業所で勤務していたことを確認できない。

また、上述の被保険者名簿から、昭和20年5月1日にA社B事業所で被保険者資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失している者が申立人を含めて多数確認できるところ、このうちの一人は、「A社B事業所は、昭和20年7月頃の被災で壊滅し、終戦後に解散となった。」旨陳述していることから、被災による社屋の焼失及び終戦のために同社は閉鎖され、同年10月1日に申立人を含む多数の従業員について、一括して被保険者資格を喪失させる取扱いが行われたことがうかがえる。

さらに、上述の被保険者名簿から、申立人及び上述の同僚と同様の記録になっている複数の同僚は、「被保険者資格の喪失日以降もA社B事業所で残務整理等を行っていた。」旨陳述している上、このうちの一人は、「昭和20年11月末頃まで残務整理等を行って退職した。自身の厚生年金保険料の控除の状況については分からない。」旨陳述しており、申立期間当時、A社B事業所において残務整理に従事していた期間について、厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

加えて、A社は、「当時の資料等は廃棄済みのため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等は不明である。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13562 (事案 2787、4108、6048 及び 11018 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 9 月 15 日から 18 年 2 月 1 日まで
② 昭和 18 年 7 月 1 日から 20 年 8 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社から海外に派遣されていた申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、これまでに行った4回の申立てでは、いずれも記録の訂正が必要とは認められなかった。

申立期間①及び②のうち、昭和 18 年 7 月 1 日から 20 年 6 月 5 日まではF職としてA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

また、申立期間②のうち、昭和 20 年 6 月 5 日から同年 8 月 31 日までは軍隊に入隊しており、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 により被保険者期間となるはずである。

今回、保険料控除を示す新たな関連資料として「B事業部規程(抜粋)」等を提出する。

さらに、私の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、記録の欠落をうかがわせるような記載があるので、国の責任で厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、過去の審議において、i) A社における同僚の厚生年金保険の加入記録などから、申立人が保険料を控除されていたことを認めることはできないとして、ii) 厚生年金保険法第 59 条の 2 により当然被保険者期間になるとの主張に対しては、軍隊に入営した際、同社において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできないとして、iii) 申立人が記録の欠落であるとして疑義を示している厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)の内容についても、同社C支所の現存する健康保険厚生

年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を確認したが、申立人については、昭和17年2月1日に資格取得及び同年9月15日に資格喪失並びに別の記号番号により18年2月1日に資格取得及び同年7月1日に資格喪失の記載が確認できる上、申立期間に係る被保険者名簿の欠落等は確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月30日付け、同年9月4日付け、22年4月9日付け及び23年5月20日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は新たな資料として、「B事業部規程（抜粋）」等を提出している上、「私の旧台帳の備考欄に、『全期間に対する名簿25・9・13（紛失）、全部照合不能台帳31・8・21認定、一部照合済台帳31・8・21認定』との記載があることから、私自身の記録も紛失した名簿にあったはずだ。」と主張している。

しかしながら、申立人から提出された資料からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを確認することはできない。

また、A社C支所に係る被保険者名簿により、申立人と同様、備考欄に「59.2」の記載が無く、昭和17年2月1日に被保険者資格を取得し、20年8月31日までの加入記録が確認できる元従業員3人に係る旧台帳を見ると、当該3人共に申立人と同様、「全期間に対する名簿25・9・13（紛失）、一部照合済台帳31・8・21認定」の記載が確認できるところ、日本年金機構Gブロック本部H事務センターは、旧台帳の名簿紛失の記載について、「昭和31年の照合確認時点において、照合できないため紛失したものと判断し、押印したものの、本庁へ進達後に被保険者名簿が発見されたものと思われる。被保険者名簿の紛失はなく、作成されたもの全てが保管されているものと考え。」と回答している。

さらに、A社C支所の被保険者名簿に記載されている192人中、所在の判明した13人（他の委員会で申立てをしている5人を除く。）に照会し7人から回答を得たが、申立人の申立期間当時に係る保険料控除の状況及び厚生年金保険の加入の取扱い等については確認できない。

加えて、年金事務所の事業所名簿検索システムから、「D社」及び関連事業所と考えられる「E社」の名称で全国を対象に厚生年金保険の適用事業所調査を行い、該当した複数の適用事業所について管轄する日本年金機構事務センターに照会したが、当該事務センターからは、全ての事業所で申立人の記録は確認できないと回答があった。

このほか、申立期間について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金（労働者年金）保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金（労働者年金）保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。